

第4章 総合食料局

第1節 食料の安定供給の確保

1 総 説

総合食料局は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「新基本法」という。）において新たな基本理念の一つとして位置付けられ、また、農林水産省の第一の任務である「食料の安定供給の確保」を図るため、主要食糧等を含めた食料政策の総合的な企画・立案、食品産業の健全な発展を図る施策等を通じて、食料政策の総合的な推進を担う部局である。

2 食料政策の総合的企画

(1) 食料・農業・農村政策審議会食品産業部会

ア 食品産業部会

食品産業部会の所掌事務は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理となつてゐる。

(開催状況)

平成19年7月24日 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の改定について

平成19年11月8日 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定等について

平成20年2月21日

- ・農商工等連携関連2法案及び
HACCP法改正法案について
- ・「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基

本原則～(案) | について

(所属委員等)

(委員)

荒 薜 康一郎

と人子じ治
ひとこ子じ治
ひとこ子じ治
ひとこ子じ治
ひとこ子じ治

ふかがわ ゆきこ
深川 由起子

(臨時委員) ひろこ
あおやま 浩子
青空 山田と俊
あきた きら

あ	安	べ	部	し	修	う	じ	仁
い	石	い	ま	わ	和	ら	子	一
ま	い	む	る	ら	村	に	子	子
い	上	た	と	谷	う	谷	一	子
え	さ	た	と	藤	た	藤	一	子
な	齊	ば	み	田	き	田	一	子
な	柴	し	み	木	き	木	一	子

わたなべ かずお
渡邊 和夫

一ルディングス㈱代表
長
イ代表取締役会長
ンセラー・主婦
ーンストア協会副会
一㈱取締役会長
学政治経済学術院教授

農業ジャーナリスト
全国農業協同組合連合会常務理事

㈱吉野家ホールディングス代表
取締役社長
消費科学連合会副会長
大都魚類㈱取締役社長
㈱日本食生活協会指導部長
千葉大学園芸学部教授
丸紅経済研究所所長
日本スーパー・マーケット協会専務理事
日本食品関連産業労働組合総連合会会長

◎食品産業部会会長
(平成20年3月31日現在)

イ 食品リサイクル小委員会

食品リサイクル小委員会は、食品産業部会の命に基づき、食品リサイクルに係る専門的な事項について調査・審議を行うために設置されている。

(開催状況)

平成19年7月27日 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の見直しについて

平成19年8月10日・政省令の見直し等について

平成19年8月24日　・基本方針等の見直しに係る取りまとめ（案）の審議

平成19年9月10日
・基本方針等の見直しに係る取り
まとめ（案）について

(所属委員等)

(専門委員)

青山俊介
いしやま しゅんすけ
石井邦夫
いしい くにお

石川雅紀
いしかわ まさのぶ

◎牛久保 明邦
うしくぼ あきくに

加藤一隆
かとう かずたか

鬼沢良子
きざわ りょうこ

佐々木五郎
ささき ごろう
志澤勝涼子
しづわ まさる
杉山涼子
すぎやま りょうこ

藤田香
とうだ かおり

百瀬則子
ももせ のりこ

山口秀和
やまぐち ひでかず

山次信幸
やまじ のぶゆき

・基本方針等の見直しに係る取り
まとめ（案）について

・収入減少影響緩和交付金の算定
省令の改正について

(所属委員等)

(委員)

神田敏子
かんだ としこ
◎林良博
はやし よしひろ

深川由起子
ふかがわ ゆきこ
藤岡茂憲
ふじおか しげのり

(臨時委員)
青山浩子
あおやま ひろこ
今井延子
いまい のぶこ

岩崎正典
いわさき まさのり

木村良
きむら りょう

竹内克伸
たけうち こうしん

立花宏司
たちばな ひろし
中村隆司
なかむら りょうじ
福士俊子
ふくし としこ
富士重夫
ふじ じゅうぶ

藤井喜継
とうい よしつぐ

米瀬和英
よねしま かずひで

全国消費者団体連絡会事務局長
東京大学大学院農学生命科学研究科教授
早稲田大学政治経済学術院教授
(社)日本農業法人協会副会長

農業ジャーナリスト
農業生産法人(有)ビレッジおかだ
取締役

伊藤忠商事㈱食料カンパニー食糧部門市場調査室長

全国米穀販売事業共済協同組合理事長

㈱証券保管振替機構代表取締役
社長

(社)日本経済団体連合会専務理事
日清製粉㈱代表取締役社長

JA 全国女性組織協議会会長
全国農業協同組合中央会常務理事

日本生活協同組合連合会政策企画部部長

(社)日本フードサービス協会会长
◎部会長

(平成20年3月31日現在)

3 食料自給率等の動向

(1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73%から長期的には低下傾向で推移し、平成18年度には39%となつたが、平成19年度は前年度から1ポイント増加して40%となつた。

一方、生産額ベースにおいても長期的には低下傾向であり、昭和40年度の86%から平成8年度は71%へと低下している。その後は70%前後で推移しており、平成19年度は前年度から2ポイント低下して66%となつた。

(2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の

(2) 食料・農業・農村政策審議会食糧部会

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを目的とする食糧部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されている。

(開催状況)

平成19年7月31日
・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

11月30日
・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

平成20年3月26日
・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

・麦の需給に関する見通しの策定について

消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、43年度には2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成8年度の2,670kcalをピークに、近年は減少傾向にある。このような中、平成19年度は、2,551kcal（対前年度同水準）となった。

たんぱく質、脂質、糖質による供給熱量の割合(PFC供給熱量比率)は、昭和35年度にはP:12.2%、F:11.4%、C:76.4%であったが、その後、急速に脂質の割合が増加し、近年においてもその傾向は継続している。このような中、平成19年度は、P:12.9%（対前年度0.1ポイント減）、F:28.8%（同0.3ポイント減）、C:58.3（同0.4ポイント増）となった。

なお、平成18年度の品目別の消費量（国民1人・1日当たり供給純食料）についてみると、前年度と比べ、牛乳・乳製品、ばれいしょ、鶏肉等が増加し、魚介類、みかん、豚肉等が減少した。

(3) 食料自給率に関する情報提供等

食料自給率は、国内生産だけでなく、国民の食料消費のあり方によって左右されるものであるため、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）において設定されている食料自給率目標（平成27年度においてカロリーベースで45%等）を達成するためには、消費・生産両面にわたる国民参加型の取組が不可欠である。

このような取組を促進するため、平成19年度においても引き続き、「我が国の食料自給率とその向上に向けて一食料自給率レポートー」を作成し、消費者、生産者、食品産業等の関係者に対し、食料自給率や消費・生産等の動向に関するわかりやすい情報提供を行った。

また、食料自給率と食生活の関係の理解を深めていただくため、食事の献立等からカロリーベースの食料自給率、摂取熱量、食事バランス等を知ることができ、「クッキング自給率（料理自給率計算ソフト）」及び食料自給率を市町村などの地域レベルでより一層身近なものとして捉えてもらうため、地域の食料自給率を簡単に試算できる「地域自給率試算ソフト」をホームページに掲載している。

表1 食料自給率等

（平成19年度。（ ）内は平成18年度）

供給熱量ベースの総合食料自給率(%)	40 (39)
生産額ベースの総合食料自給率(%)	66 (68)
総供給熱量 (kcal)	2,551 (2,550)

PFC供給熱量比率 (%)		
P (たんぱく質)	12.9 (13.0)	
F (脂質)	28.8 (29.1)	
C (糖質)	58.3 (57.9)	
	品目別自給率 (%)	国民1人・1年当たり供給純食料 (kg)
米	94 (94)	61.4 (61.0)
小麦	14 (13)	32.3 (31.8)
大豆	5 (5)	6.8 (6.8)
野菜	81 (79)	93.9 (94.9)
果実	41 (38)	41.3 (30.0)
肉類	56 (56)	28.3 (28.1)
鶏卵	96 (95)	17.2 (16.7)
牛乳・乳製品	66 (67)	93.3 (92.2)
魚介類	53 (52)	31.9 (32.8)

4 食料供給コストの縮減

平成18年4月4日に食料・農業・農村政策推進本部で決定された「21世紀新農政2006」において、「食料供給コストを5年で2割縮減」することとされた。

これを受け、食料供給コスト縮減のために取り組むべき事項を明確化したアクションプランを策定した上で、民間の経験や有識者の知見を活かし、これに即した取組の状況を点検・検証するため、平成18年6月12日に食料供給コスト縮減検証委員会が設置された。

同委員会の審議を踏まえ、平成18年9月13日に「食料供給コスト縮減アクションプラン」を策定し、平成19年4月27日に一部を改定した。

本年度においては、食料供給コスト縮減アクションプランに基づく具体的な取組の実施状況の点検等を実施するとともに、食料供給コスト縮減目標の達成状況を検証した。

（開催状況）

- 平成19年10月9日
 - ・食料供給コスト縮減アクションプランの実施状況について
 - ・食料供給コスト縮減の検証方法について（案）
- 平成20年3月19日
 - ・食料供給コスト縮減アクションプランの実施状況について
 - ・食料供給コスト縮減の検証について（案）
 - ・優良事例集（案）
 - ・品目別生産コスト縮減戦略につ

(所属委員)	井 上 彪	いて
◎上 原 征 彦	三菱商事株式会社代表取締役副社長	
合 潤 宏 豊	明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授	
神 田 敏 子	日本放送協会解説委員	
竹 内 克 伸	全国消費者団体連絡会事務局長	
田 中 一 昭	株式会社証券保管振替機構代表	
古 川 貞二郎	取締役社長	
三 村 優美子	拓殖大学名誉教授	
宮 田 勇 洋	恩賜財団母子愛育会理事長	
吉 川 いさみ	青山学院大学経営学部教授	
	全国農業協同組合中央会会長	
	東京大学大学院経済学研究科教授	
	◎食料供給コスト縮減検証委員会委員長 (平成20年3月31日現在)	

5 不測時の食料安全保障

食料・農業・農村基本計画に基づき、「不測時の食料安全保障マニュアル」(平成14年3月策定。以下「マニュアル」という。)について、国民に普及・啓発するため、パンフレット、ホームページ等による情報提供を行うとともに、世界の食料需給等に関する有識者との勉強会等を実施し、マニュアルの実効性に係る点検を実施した。

6 食料需給等の動向

国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、海外農産物の需給動向を分析した「海外食料需給レポート2007」を平成20年3月24日に公表した。これに先立ち、穀物等需給の短期見通しである同レポートの第1章部分については、平成19年度前半の収穫・作付状況の進展等を踏まえて作成し、「世界の穀物等の需給動向」として平成19年8月31日に公表した。

第2節 食品流通対策

1 概要

平成16年6月に改正された卸売市場法(昭和46年法律第35号)に基づいて策定された第8次卸売市場整備基本方針及び第8次中央卸売市場整備計画に即して、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じた。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対応して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るために、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)に基づき、平成19年4月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針(第4次)に即して、各種の構造改善対策を行った。

2 中央卸売市場

(1) 概況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画(第1次:46~55年度、第2次:51~60年度、第3次:56~平成2年度、第4次:61~平成7年度、第5次:3~12年度、第6次:8~17年度、第7次:13~22年度、第8次:16(方針)・17(計画)~22年度)に基づいて整備統合が進められており、19年度末には52都市81市場(青果・水産市場29市場、青果・水産・花き市場16市場、青果・花き市場8市場、青果市場13市場、水産市場5市場、食肉市場10市場)となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、20年3月末で青果部91、水産部87、食肉部10、花き部31、その他10で計228(兼業を含む。)である。

また、卸売業者の18年度の取扱金額は青果2兆0,685億円(前年比102%)、水産物2兆1,779億円(同99%)、食肉2477億円(同99%)、花き1,551億円(同101%)、その他304億円(同97%)となっている。

(2) 第8次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画

ア 第8次卸売市場整備基本方針

卸売市場については、品質管理の高度化等の機能強化、既設の中核的な中央卸売市場の再整備、地方の卸売市場における集荷力の強化を図るための市場相互の連携した集荷販売活動の促進、卸売市場の取引における情報技術の活用の促進を基本とし、整備及びその運営を行うものとする。

イ 第8次中央卸売市場整備計画

中央卸売市場については、卸売市場整備基本方針に即し、PFI事業の活用、厳正な評価と透明性の確保、管理業務の民間委託等による再編・合理化を図

るとともに、物品鮮度の保持、物流コストの削減等の効果の発現が見込まれる「安全・安心」で「効率的な流通システムの確立に資する施設整備を行う。

また、再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場11市場及び自動的に再編措置に取り組む中央卸売市場については、運営の広域化、地方卸売市場への転換等具体的な再編措置及び実施時期を明確にし、計画的に再編に取り組む。

(3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備については、中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成、又は取得に対して助成を行っている。

ア 交付率

定額（4/10、1/3）

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設、共同集出荷施設

19年度に交付金を活用して整備した中央卸売市場は、8都府県9市場であり、交付金額は340億7千万円の内数である。

3 地方卸売市場

(1) 概況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模(青果市場330m²、水産市場200m² (産地市場は330m²)、食肉市場150m²、花き市場200m²)以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要するが、18年4月1日現在で、総合市場160、青果市場455、水産市場494(うち産地市場334)、食肉市場23、花き市場127の計1,259市場が許可されている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設（第3セクターを含む）市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の体系により助成を行っている。

ア 交付率

統合を行う市場	1/3
---------	-----

連携した集荷・販売活動を行う市場	1/3
------------------	-----

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、加工処理高度化施設、附帯施設

19年度における補助対象市場は3市場であり、補助金額は4千4百万円である。

このほか、都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われる民営地方卸売市場の施設整備に対しては、農林漁業金融公庫の食品流通改善資金で融資が行われている。18年度には12億円が貸し付けられた。

4 食品流通の構造改善対策

(1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

19年度における構造改善計画の認定(変更認定除く)は、食品生産製造提携事業9件、食品生産販売提携事業22件、食品販売業近代化事業6件であった。

(2) 構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業等を実施する者に対して、農林漁業金融公庫等からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

19年度において講じた融資等の支援措置は、農林漁業金融公庫から食品生産製造提携事業33億9千万円、食品生産販売提携事業64億9千万円の融資を行うとともに、(財)食品流通構造改善促進機構から9千万円の債務保証、1億6千万円の機器等の導入資金助成の支援を行った。

5 商業の近代化

(1) 食品流通高付加価値モデル推進事業

食品小売業は、近年の厳しい経営環境や担い手の高齢化、後継者の確保難等により店舗数が減少し、特に中心市街地においては、商店街の崩壊現象により、地域の最寄りの食品購入先が消失し、地域の消費者の利便性が低下したほか、地域振興への影響が懸念されている。

このため、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携し、地域農水産物を活用したメニュー提案やブランド化、オリジナル商品の開発等付加価値の向上を図る取組に支援を行った。

(予算額3,250万円)

(2) 食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業

消費者と直接接しており、商店街のにぎわいの核となる食品小売店は、地域の活性化や住民への食料の安定供給といった役割を果たしていく必要がある。

このため、適正仕入れや廃棄ロス等、食品小売業における経営コスト縮減の取組や、商品である農林水産物の産地や生産方法等の情報、食育の知識等を消費者に分かりやすく伝達する取組に対する支援を行った。

(予算額7,385万円)

(3) 食品流通構造改善貸付制度

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るために総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に即して行われる食品生産販売提携事業等に関する施設の整備等に対し、農林漁業金融公庫等による長期低利の融資を行った。

(4) 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度

昭和43年度から生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度が設けられ、国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金等に対し、国民生活金融公庫による低利融資を行った。

6 食品流通の効率化**(1) 卸売市場連携物流最適化推進事業**

地方及び大都市近郊の卸売市場の集荷力向上、出荷者の出荷コストの軽減等を図るため、複数市場の連携による取引システムの開発とこれに基づく最適な物流システム確立に対する支援を行った。

(予算額5,542万円)

(2) 物流コスト改革推進調査事業

モーダルシフトに関する課題の整理をし、今後の青果物輸送コスト低減について可能性を探るため、実証実験等の取組に対する支援を行った。

(予算額1,197万円)

(3) 物流管理効率化新技術確立事業

検品、分荷等の物流業務において、電子タグを活用した新しい効率的物流管理手法を確立するためのシステム開発及び実証実験等の取組に対する支援を行った。

(予算額9,706万円)

(4) 商物分離直接流通成果重視事業

中央卸売市場において、電子商取引システムを活用したダイレクト物流の仕組みを開発し、取引業務や物流の簡素化によるコスト縮減の実証等を行うためのシ

ステム開発及び実証実験等の取組に対する支援を行った。

(予算額14,500万円)

7 商品取引**(1) 商品取引所の概況**

平成19年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、畜産物、砂糖、繭糸、水産物及び農産物・飼料指数）の出来高は表2のとおり1,967万枚で、前年度に比べ4.3%の減少。品目別ではNon-GMO大豆が1.2%増、とうもろこし3.6%増となったものの、アラビカコーヒー55.2%減、粗糖32.3%減となっている。また、売買約定金額は前年度に比べて2.7%増加し約20兆2,020億円となった。この結果、経済産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は13.6%となった。

表2 19年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京穀物商品取引所	17,805	199,554
中部大阪商品取引所	7	115
関西商品取引所	164	2,351
農林水産省所管	17,976	202,020
取引所合計	71,071	1,484,757

注：中部大阪商品取引所は農林水産省所管物資の数値である。

(2) 商品取引所等の変更認可等

商品取引所法（昭和25年法律第239号）に基づき、平成19年度中に商品取引所及び商品取引清算機構に対して行った変更の認可は以下のとおり。

i) 商品取引所

延べで定款5取引所、業務規程6取引所、受託契約準則8取引所を行った。変更の主な内容は、以下のとおりである。

ii) 定款の変更

- ・野菜の試験上場廃止（19.6.11東穀）
- ・大豆ミールの試験上場の廃止（19.6.11関西）
- ・委託者保護基金の求償債権に係る担保権の設定等（19.4.13東穀、関西、中部）

iii) 業務規定等の変更

- ・建玉の引継を追加（19.6.11東穀、関西、中部）
- ・アラビカコーヒー等の売買仕法の変更（19.7.26東穀）
- ・ロスカット取引の導入（19.9.28東穀、関西、中部）

② 商品取引清算機構（JCCH）

業務方法書の変更を2度行った。変更の主な内容は次のとおりである。

業務方法書

- ・委託者保護基金の求償債権に係る担保権の設定等（19.4.5）
- ・システム障害時の決済时限の繰延べ等の追加措置（19.10.31）

（3）商品取引員

商品取引所法（昭和25年法律第239号）に基づく許可を受けた商品取引員は平成20年3月末現在で70社であった。

平成19年度は商品取引員の合併を2件、新規参入を4件許可した。また、受託業務の廃止は11件、破産は2件となっている。

（4）商品投資販売業・顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）に基づく許可を受けた商品投資顧問業者は平成20年3月末現在で10社であった。

第3節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業行政

（1）中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、20年3月末現在で総数1,250組合（うち連合会は65）となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、20年3月末現在で36組合（うち全国を区域とする商工組合は14組合、連合会は10組合）、協業組合で農林水産省が直接所管するものは2組合となっている。

（2）中小企業の新事業活動の促進支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づき、中小企業の新たな事業活動を促進するため、①創業、②経営革新、③新連携の取組を支援するほか、④これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境の整備を図るとともに、金融・税制等の特別措置を講じた。

（3）中小企業金融制度

ア 中小企業金融3機関による融資

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫の19年度融資における貸付計画額はそれぞれ1兆5,062億円、2兆7,653億円、（商工組合中央金庫は制度枠の撤廃）であった。農林水産関係業種に対する貸付残高は表3のとおりである。

表3 19年度末中小3機関の農林水産関係業種貸付残高
金額（億円）

業種	中小公庫	国民公庫	商工中金
食料品製造業	3,573	951	3,358
木材、木製品製造業	683	305	1,599
計	4,256	1,256	4,957

注1：食料品製造業には飲料、たばこ、飼料製造業を含む。

注2：他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。

注3：中小公庫は業務統計年報（平成18年度版）より。
国民公庫、商工中金は聞き取り。

イ 不況対策

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項に規定するセーフティネット保証制度（経営の安定に支障を生じている中小企業者が金融機関から融資を受ける際、各都道府県等の信用保証協会が債務保証を行う制度）に係る、全国的に業況の悪化している業種（第5号）として農林水産関係業種では、当年度において4業種が指定を受けた。

（4）特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づき、特定農産加工業として、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、こんにゃく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しおでん粉製造業、馬鈴しおでん粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、牛肉調製品製造業及び豚肉調製品製造業の12業種を、関連業種として果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、甘しお加工食品製造業、馬鈴しお加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業及び食肉調製品製造業の12業種を指定し、これらの者が輸入自由化等の著しい変化に対応して経営改善措置等を行うのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

（5）事業再構築の円滑化

産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者等が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対応して実施する事業

再構築を円滑化するのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

2 一般企業行政

(1) 金融制度

日本政策投資銀行の19年度における資金運用は、「日本政策投資銀行中期政策方針」に基づき行われ、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するための政策融資が行われた。出融資の規模は1兆2,500億円であり、そのうち当省関係として食品等生活関連物資の効率的かつ安定的な供給を目的とした生活関連物資安定供給対策等資金、地域における産業の振興、開発促進を目的とした地域産業立地促進資金、環境負荷の発生抑制、再資源化等を目的とした循環型社会形成推進資金等が整備されている。

なお、融資状況は表4のとおりとなっている。

表4 19年度日本政策投資銀行当省関係融資状況
(平成19年4月～20年3月)

対象事業	金額(百万円)
地域産業振興・雇用開発	12,390
産業活力再生支援	700
その他	0
合計	13,090

注：日本政策投資銀行調べ。

(2) 税制

19年度の税制改正は、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第6号)が3月30日に、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第4号)が3月30日に公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日から施行された。

農林水産関連企業等に關係する19年度税制改正の概要は次のとおりである。

(注) 「法」法人税法、「法令」法人税法施行令、「措」租税特別措置法、「地」地方税法、「地附」地方税法附則

ア 拡充された措置

(国税関係)

(ア) 減価償却制度について、抜本的に次のように見直された。(法令48、48の2等)

① 残存価額の撤廃

・平成19年4月1日以後に取得する機械及び装置等の減価償却資産の残存割合10%について、廃止。

② 償却可能限度額の撤廃

・平成19年4月1日以後に取得する減価償却資

産については、耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却できる。

・平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で均等償却ができる。

(イ) 特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象から資本金の額又は出資金の額が1億円以下である会社を除外。(法67)

(ウ) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく認定地域産業資源活用事業計画により取得した機械等の特別償却(30%)又は税額控除(7%)。(措10の4、42の7、68の12)

(エ) 産業活力再生特別法に基づく認定計画により取得した事業革新設備の特別償却制度に、同法の改正により規定された認定経営資源融合計画及び認定技術活用事業革新計画に基づく革新的な設備の特別償却(30%)を追加するとともに、現行計画(認定事業革新設備導入計画を除く認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定共同事業再編計画)の特別償却率を20%に統一。(その適用期限を2年延長。)(措11の3、44の3、68の21)

(オ) 再商品化設備等(食品循環資源再生利用設備)に係る特別償却(14%)の対象設備に、生ゴミ処理機及び保冷設備を追加。(ただし、対象設備を同法に規定する認定再生利用事業計画に記載された設備に限定。)(措11の6、44の6、68の26)

(カ) 産業活力再生特別措置法に基づく事業再編に伴う登録免許税の軽減措置(会社設立・増資等通常0.7%→0.25%に軽減等)について、同法の改正により規定された認定技術活用事業革新計画及び認定経営資源融合計画の認定事業者を対象に追加。(措80)

(地方税関係)

産業活力再生特別措置法に基づく事業譲渡等に伴い不動産を取得した場合の不動産取得税の軽減措置(土地の場合通常3.0%→2.5%に軽減等)について、同法の改正により規定された認定技術活用事業革新計画及び認定経営資源融合計画の認定事業者を対象に追加。(その適用期限を2年延長。)(地附11の4)

イ 延長された措置

(国税関係)

(ア) 特定農産加工業者が取得した事業基盤強化設備の特別償却(30%)又は税額控除(7%)。(措10の4、42の7、68の12)

- (イ) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定経営革新計画等により取得した機械等の特別償却（30%）又は税額控除（7%）。(措10の4、42の7、68の12)
- (ウ) 沖縄振興特別措置法に基づき特定中小企業者等が取得した経営革新設備等の特別償却（34%等）又は税額控除（15%等）。(措10の5、42の10、68の14)
- (エ) 食品企業等が取得した公害防止用設備（窒素酸化物抑制設備、産業廃棄物処理用設備）の特別償却（14%）。(措11、43、68の16)
- (オ) 沖縄振興特別措置法に基づき経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者が取得する機械等の割増償却制度（5年27%）。(措13の2、46、68の30)
- (カ) 物流総合効率化法に基づく特定流通業務施設（倉庫）の割増償却（5年10%）。(措15、48、68の36)
- (キ) 事業協同組合等の貸倒引当金の特例措置（16%増）。(措57の10)
- (ク) 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度（32%）（ただし、特定共済組合及び特定共済組合連合会については、対象から除外。）。(措61)
- (ケ) 鉱工業技術研究組合等に対する所得計算の特例措置（試験研究用固定資産の圧縮記帳）。(措66の10、68の94)
- ① 鉱工業技術研究組合法に基づく特例措置。
- ② 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく特例措置。
- (地方税関係)
- (ア) 倉庫業法に基づく倉庫等に係る固定資産税の課税標準の軽減措置（5年間1/2等軽減）（ただし、対象から港湾荷役事業者が設置する上屋を除外。）。（地附15）
- (イ) 地域エネルギー利用設備（木くず焚ボイラー）の固定資産税の課税標準の軽減措置（3年間1/8軽減）（ただし、設備要件を見直し。）。（地附15）
- ウ 廃止された措置
- (国税関係)
- (ア) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき製造過程管理高度化設備等を取得した場合の特別償却（建物・附属設備5%、機械・装置10%）。(旧措11の6、44の6、68の25)
- (イ) 食品企業等が脱特定物質（フロン等）対応型設備を取得した場合の特別償却（14%）。(旧措11、43、68の16)
- (ウ) 産業活力再生特別措置法に基づく欠損金の繰戻

による還付の不適用。（旧措66の13、68の98）
(地方税関係)

- (ア) 食品流通構造改善促進法の認定を受けた食品販売近代化事業又は食品商業集積施設整備事業に係る構造改善計画に従って実施される事業の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置。
(旧地586)
- (イ) 沖縄振興特別措置法に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される事業の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置。（旧地701の34）
- (ウ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて食品循環資源の再生利用を業として行うものが再生利用の用に供する施設（食品循環資源メタン化設備）に対する事業所税の課税標準の軽減措置。（旧地701の41）
- (エ) 脱特定フロン対応型設備に係る固定資産税の課税標準の軽減措置。（旧地附15）

(3) 対内外直接投資

ア 対内直接投資

我が国は、42年以降段階的に資本自由化措置を実施しているところであり、現在、OECD 資本移動自由化規約において自由化を留保している業種等（農林水産省所管では、「農林水産業」がある。）を除き原則自由化されている。

農林水産省所管企業への対内直接投資は、本年度、923件（農林水産省受理ベース）行われた。

表5 業種別対内直接投資報告・届出実績
(農林水産省受理ベース)

業種	平成19年度
1. 製造業	463
(1) 食料品	224
(2) 農業・動物医薬品	96
(3) 肥料・飼料	78
(4) その他	65
2. 輸出入・販売業	925
(1) 食料品	634
(2) その他	291
3. 飲食業	599
4. 農林水産業	155
5. その他	7

注1：農林水産省が受理した報告・届出のうち、定款上の事業目的の中に農林水産関連業種を掲げている企業数をすべて計上（延数）している。

注2：食料品には、飲料及び食用油脂も含む。
(出所) 農林水産省受理実績による。

イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、平成19年度1兆4,195億円の投資が行われた。

(4) 企業公害防止策

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)は、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場に対して、公害防止管理者等の設置を義務づけるなど公害防止組織の整備を図り公害防止に資することを目的としている。

このため、農林水産関連企業等が設置している公害防止管理者等を対象に、資質の向上を図るための研修会を開催した。

3 食品産業行政

(1) 食料産業クラスター推進事業

食品産業と農林水産業の連携により、国産農林水産物を活用した高付加価値食品の供給及び産地ブランドの確立を推進するため、①地域の食材、人材、技術その他の資源を有機的に結びつける食料産業クラスターの形成（食品産業・農林水産業・関連業種による連携構築（ネットワークづくり）、②国産農林水産物を活用した食品の開発、販路開拓、③地域食品ブランドの確立、地域の食品企業の技術開発に係る環境整備等の取組に対する支援を行った。

（予算額 6億922万3千円）

(2) 立地対策

食品工業を取り巻く情勢は、急速に進む国際化・情報化的流れの中、高度化する消費者ニーズへの対応、廃棄物の減量化等環境問題への対応等厳しさを増してきている。このため、原料輸入、基幹食料生産、加工食品の生産、製品流通の各基地を一体化した食品工業団地の形成を推進し、食品の効率的生産体制の整備、流通機能の結合・共同化、ばい煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、食品の安定的かつ効率的な供給に努めることとしている。

食品工業団地については、「食品工業団地形成促進要綱」(45農経C第2903号農林事務次官依命通知)に基づき、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したもの及びこれに準ずるものとして総合食料局長が認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、農林漁業金融公庫等による融資の斡旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び箱崎の5ヶ所である。

(3) 食品産業における環境対策の総合的推進

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」((平成12年法律第116号)以下、「食品リサイクル法」という。)については、施行から5年が経過したが、食品小売業及び外食産業の取組が進んでいないなど、食品関連事業者の取組に格差がみられたことを踏まえ、食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組の円滑化等を図るため、食品リサイクル法の一部改正が行われ、平成19年12月に施行されたところである。

このため、平成19年度は、食品関連事業者に対し、食品リサイクル法の改正内容を周知するため、全国各地における説明会の開催等普及啓発活動を実施するとともに、食品関連事業者における優良な取組を評価する民間認証の仕組みづくりを支援した。

さらに、バイオマス利活用の一環として、先進的・モデル的なリサイクル施設の設置に対する財政支援を実施した。この他、食品リサイクル施設の設置に係る融資制度、税制の特例措置を設けている。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)については、一部改正法が18年6月に成立し、①排出抑制に向けた取組の促進、②事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、③ただ乗り事業者対策の強化（罰則の引き上げ）等を講じた。なお、引き続き「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」を開催し、政省令改正見込事項等に関し、関係者による意見交換等の検討を行った。

また、法における再商品化義務対象事業者について、法の内容の普及・啓発及び制度の公平性・透明性を確保するため、ただ乗り事業者への点検指導を行った。併せて、容器包装多量利用事業者に対する19年度実績の定期報告に関する指導を行った。

地球温暖化対策については、京都議定書における温室効果ガスの基準年比6%削減の約束達成に資するため、食品産業の自主行動計画の策定を推進した。この結果、策定団体数が3団体増加し19団体となった。

また、平成18年度の各団体の目標に対する達成状況等を把握するため、自主行動計画フォローアップチームによるフォローアップを実施した。

(4) 食品製造過程管理高度化対策

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)に基づき、HACCP手法を導

入り製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融・税制上の特例措置を講じた。平成10年度から平成19年度までの間に、高度化計画を認定する機関として(社)日本食肉加工協会(食肉製品)、(社)日本缶詰協会(容器包装詰常温流通食品)、(社)日本炊飯協会(炊飯製品)、(社)大日本水産会(水産加工品)、(社)日本乳業技術協会(乳及び乳製品)、全国味噌工業協同組合連合会(味噌)、全国醤油工業協同組合連合会(醤油製品)、(社)日本冷凍食品協会(冷凍食品)、(社)日本給食サービス協会(集団給食用食品)、(社)日本惣菜協会(惣菜)、(社)日本弁当サービス協会(弁当)、(社)日本食品油脂検査協会(食用加工油脂)、(社)日本食品分析センター(ドレッシング類)、(社)全国清涼飲料工業会(清涼飲料水)、(社)全国調味料・野菜飲料検査協会(食酢製品)、(社)日本ソース工業会(ウスター・ソース類)、全国菓子工業組合連合会(菓子製品)、全国乾麺協同組合連合会(乾めん類)、(社)日本パン工業会(パン)、全日本漬物協同組合連合会(農産物漬物)、全国製麵協同組合連合会(生めん類)の21機関を指定認定機関に指定するとともに高度化基準を認定した。平成19年度においては、19事業者がこれら指定認定機関から高度化計画の認定を受け、HACCP手法を導入した施設整備に取り組んだ。

さらに、中小の食品製造業者によるHACCP手法の更なる導入促進に向けて、必要となる専門的知識を有する人材の育成、関連技術情報のデータベース構築、食品安全マネジメントシステム(ISO22000)のセミナー開催等の食品製造工程管理高度化促進事業を実施した。

(5) 東アジア食品産業活性化戦略

東アジア食品産業活性化戦略は、「21世紀新農政2006」で打ち出した、「東アジア食品産業共同体構想」に基づき、「東アジアとともに成長・発展する」という視点に立ち、東アジアの活力を活かして我が国食品産業の国際競争力の強化を図るとともに、東アジア各国の食品産業の発展に寄与するため、我が国食品産業の東アジア各国への投資促進を目指すものである。

本戦略を促進するため、18年7月に設置した、「東アジア食品産業活性化戦略会議」での議論を踏まえ、同12月に、18年度を初年度とし、目標年度である22年度までの5年間の戦略推進の方向性を示す指針となる、「基本方針」を決定するとともに、産・学・官連携の下、必要な取組を戦略的かつ計画的に推進するための「実行計画」を策定した。

第4節 食品・外食産業行政

1 加工食品

(1) 調味料

ア みそ・しょうゆ

(ア) 企業構造

みそ製造業の企業数(平成18年)は、1,108企業であり、そのほとんどが中小企業である。

しょうゆ製造業の企業数(平成18年)は、1,611企業である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社にすぎないが、生産シェアで約50%(18年)を占めている。

(イ) 生産状況

みその平成19年生産量は、48万1千tで前年より1万4千t減(前年比2.9%減)であった。

しょうゆの平成19年生産量は、92万1千klで前年より3万kl減(同2.1%減)であった。

(ウ) 輸出状況

みその平成19年輸出量は9.3千t(前年比5.8%増)、金額は18.3億円(同3.3%増)となっており、主要輸出先はアメリカ、韓国、カナダ等であった。

しょうゆの平成19年輸出量は1万8千kl(前年比4.0%増)、金額は38億円(同10.6%増)となっており、主要輸出先はアメリカ、中国、香港であった。

イ 食酢

平成18年度の食酢類の生産量は43万4,700klであり、前年と比較して0.4%増加した。このうち醸造酢は43万2,700klで全体の99.5%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、18年は3.0l(前年比5.0%減)となっている。

ウ ソース類(たれ類含む)

18年度のソース類の生産実績は、52万1千klで、前年度に比べ7.0%増加した。種類別にはウスター・ソース3万2千kl(前年比4.3%増)、中濃ソース2万6千kl(同2.4%減)、濃厚ソース3万8千kl(同17.2%減)となっているほか、パスタソース等の専用ソースが増加した。また、たれ類は4.0%増であった。

なお、総務省家計調査によると、ウスター・ソース類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、18年は1.6l(前年比4.8%減)となっている。

エ ドレッシング類(ドレッシング、マヨネーズ)

18年のドレッシング類の生産量は、40万1千tで

前年に比べ1.7%減少した。このうちマヨネーズは、21万t（前年比6.8%減）となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、18年は4.8kg（前年比2.8%増）となっている。

オ カレー及びからし粉

18年度のカレー生産量は、23万4千tで前年と比べ1.0%の減少となった。このうちカレー粉は9千t、カレールウは10万t、調理済みカレーは12万5千tであった。

なお、総務省家計調査によると、カレールウの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、18年は1.8kg（前年同）となっている。

18年度のからし粉の生産量は、1万4千tで前年度とほぼ横ばいであった。

カ グルタミン酸ソーダ

18年のグルタミン酸ソーダの生産量は、前年比12.8%減の約4万1千tであった。

なお、財務省貿易統計によると、18年の輸出量は447t（前年比58.1%増）、輸入量は、国内生産から海外生産へのシフトによるベトナム等での生産量の増加を受け、前年比12.2%増の8万6千tとなっている。

(2) 清涼飲料

ア 企業概況

平成18年の清涼飲料製造業の事業所数（従業員4人以上）は547所、従業員数27,800人で概ね前年並みであった。

イ 需要動向

清涼飲料の需要は、近年、消費者の嗜好の多様化等を背景に、ミネラルウォーター、緑茶飲料等を中心に進展したこと、ペットボトル製品の堅調な伸びから、順調に生産を伸ばしてきている。

平成19年については、8月以降の記録的猛暑や残暑による炭酸飲料需要の活性化等の好影響もあり、通年での生産量は1,852万8千tと前年を3.3%上回り、過去最高となった。

ウ 環境問題への対応

平成3年4月に公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、飲料容器に用いるスチール缶、アルミ缶及びPET容器の材質識別表示が義務付けられている。

また、平成7年に制定され、平成9年4月に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき、ガラス瓶、ペットボトルについて再商品化が義務付けられている。平成18年6月には同法の一部が改正され、

容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、再利用の一層の促進を図ることとしている。

エ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、昭和57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表6 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

（単位：千t）

	17年	18年	19年	19/18
緑 茶 飲 料	2,648	2,440	2,467	101.1%
炭 酸 飲 料	2,734	2,635	2,882	109.4%
果 実 飲 料 等	1,828	1,734	1,787	103.1%
ミネラルウォーター類	1,428	1,802	1,924	106.8%

(3) コーヒー

ア 企業概況

平成18年のレギュラーコーヒー製造業の事業所数（従業員4人以上）は126所、従業員数は4,235人であり、従業員数は前年に引き続き増加している。

イ 供給状況

我が国のコーヒー豆の輸入は40ヵ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシアである。なお、平成19年の輸入量は、対前年比7.8%減の38万9,818tとなった。

同年のインスタントコーヒーの輸入は、約25ヵ国からで、対前年比4.8%減の7,089tとなった。主要国は、ブラジル、コロンビア、エクアドルである。

また、主な用途がコーヒー飲料の原料であるコーヒーエキスの同年の輸入は、対前年比7.7%増の12,140tとなった。主要国はブラジル、コロンビアである。

平成19年も引き続き国際原油価格の高騰やコーヒーの国際相場が上昇したことにより、コーヒー調達コストを巡って厳しい環境となった。

表7 コーヒー供給量（輸入量）の推移

（単位：t）

	17年	18年	19年	19/18
生 豆	413,264	422,696	389,818	92.2%
い っ た コ ー ヒ 一	4,776	5,588	5,816	104.0%
イ ン ス ト ა ン ト コ ー ヒ 一	7,778	7,443	7,089	95.2%
コ ー ヒ 一 エ キ ス	13,398	11,269	12,140	107.7%

ウ 需要動向

レギュラーコーヒーの需要は、工業用に約4割、業務用、家庭用がそれぞれ約3割となっている。

インスタントコーヒーは、そのほとんどが家庭用であり、最近、詰替用袋入り製品の需要が増加している。

全体の需要傾向としては、飲用する場所、商品の多様化の進展及び高級化、簡便性志向に応えた商品開発に支えられ增加傾向にある。輸入の大半を占めるコーヒー生豆の消費量は40万9千t（平成19年）であり、その内訳はインスタントコーヒー用8万9千t、レギュラーコーヒー用32万tと推計される。

エ 国際コーヒー協定

国際コーヒー協定の詳細については、第2章第2節第5項第2号の国際コーヒー協定を参照。

オ 表示に関する公正競争規約

「不当景品類及び不当表示防止法」第10条の規定に基づく「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が平成3年11月27日付けで告示され、平成5年5月28日から施行されている。

これは、コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として定められている。

カ 環境問題への対応

身の回りの環境問題に関する消費者の関心の高まりを背景として「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、第二種指定製品である飲料缶の材質識別表示に準じて、レギュラーコーヒー缶にあつてはスチール缶である旨の識別表示の導入を平成5年5月28日以降自主的に表示することとなった。

また、コーヒー豆の抽出粕の再資源化、再利用等が課題となっている。

（4）菓子類

ア 需給動向

平成19年における菓子業界を巡る状況は少子高齢化の進展による需要減や原材料の高騰など引き続き厳しい経営環境にあった。このような中で菓子類の国内生産量は、飴菓子（前年比2.0%増）、ビスケット（同3.1%増）、米菓（同0.2%増）、和生菓子（同0.5%増）、油菓子（同1.6%増）などが増加している一方で、チョコレート（前年比1.6%減）、チュイインガム（同3.2%減）、洋生菓子（同0.5%減）、スナック菓子（同3.5%減）などが減少し全体としては195万134tと、18年とほぼ同程度の水準となった。

また、生産額は2兆3,668億円と前年比0.2%の増加となった。

一方、19年における菓子類の輸入量は、14万9,531t（前年比1.9%増）となり、輸入額は約692億円（同3.9%増）となった。品目別では、チョコレート菓子、キャンデー類、ビスケット類の3品目で菓子類の輸入額の約5割を占めている。

また、19年における菓子類の輸出量は、3万2,436t（前年比11.4%増）となり、輸出額は約269億円（同15.3%増）となった。菓子類の輸出額は、国内生産額の1%とわずかなものである。

イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定（43年度以降）されている。

（5）あん類

平成18年度におけるあん類の生産品は、原料として使用した豆類で8万2,565tと前年を下回った。

製品別の生産量は、生あん4万9,860t、ねりあん17万8,960t、乾燥あん1,127t、合計では22万9,947t（前年比5.0%減）で前年を下回った。

（6）豆類加工品

ア 豆腐・油揚げ

豆腐類の推定生産量は、横ばい傾向で推移しており、19年は原料大豆処理量に換算して49万7千t（他に脱脂大豆利用1万t）（前年比1.0%増）で前年を上回った。

なお、豆腐製造業者数は年々減少しており、18年度末現在では12,500業者で前年より526業者の減少となっている。

イ 納豆

納豆の推定生産量は、増加傾向にあったが、19年は原料大豆処理量に換算して13万0千tと、前年と同様となった。

なお、製造業者数は18年度末現在で661業者で前年より9業者の減少となっている。

ウ 凍豆腐

18年の凍豆腐の推定生産量は原料大豆処理量に換算して3万0千tとなっており、主な製造業者数は19年末現在で5業者となっている。

エ 植物性たん白

19年における生産量は乾燥品換算で5万3千tと、前年比1.2%の増加となった。

原料別の生産比率は大豆系77%、小麦系23%で、形態別では粉末状61%、纖維状・粒状・ペースト状

の合計39%（いずれも乾燥品換算）となっており、出荷先は全て食品加工業者である。

オ 豆 乳

豆乳の生産量は、近年大幅に増加したが、19年の豆乳の生産量は16万5千t（前年比17.3%減）、大豆使用量は2万5千t（前年比16.7%減）で前年を下回った。

カ 大豆の備蓄

大豆は我が国の国民生活に直結した食品の原材料であり、そのほとんどを輸入に依存していることもあって、国際的な需給変動、輸送事情の影響を受けやすい状況にある。このようなことから、大豆の国際需給の著しい変動、港湾スト等の不測の事態に備えるため、(社)大豆供給安定協会が自ら大豆を買い入れ、これを製油メーカーのサイロを利用して備蓄する体制をとっている。

備蓄水準は、食品用大豆需要量の約1ヶ月分が食品用大豆の利用業界の在庫及び備蓄数量によって確保されることとしており、19年度は3万5千t（食品用大豆需要量の約2週間分）の備蓄を実施し、これに対して国は備蓄の実施に必要な経費（金利、保管料等）として、3億3,958万円を同協会等に補助した。

（大豆備蓄対策費補助金3億3,958万円）

2 油 脂

(1) 世界の油脂事情

2006/2007年度の世界の油糧種子の生産状況については、大豆の生産量は、最大の生産国である米国をはじめ、ブラジル、アルゼンチンで増加したことから、全体でも前年に比べ大幅に増加した。

一方、ナタネの生産量は、最大の生産国であるEUで増加したものの、中国、カナダ等が減少したことから、全体でも前年に比べ減少することとなった。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が2006年で可食油生産量の88%程度を占め、その原料の大豆とナタネは輸入に依存している。

その主な輸入先国は、大豆では米国、ブラジル、ナタネではカナダ、豪州となっている。

(2) 国内の油脂事情

ア 全体需給動向

食料需給表（平成18年度）によれば、我が国国民1人・1日当たりの供給熱量は2,550.5Kcalで、そのうち油脂類は367.7Kcal（14.5%）を占めている。

油脂の総需要は微増傾向となっている。

なお、18年度の油脂生産のうち動物油脂と植物油脂の生産比率は16%対84%程度となっている。

イ 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は253万tで前年並みであった。

この食用のうち、植物油国内消費（工場出荷ベース）については、家庭用、業務用は微減、加工用は微増であった。

非食用（工業用等）は、52万2千tと前年を2.1%下回った。

輸出については、1万9千tと前年を下回った。これらのことから、油脂の総需要は307万tと対前年減となった。

また、食用加工油脂の生産量は、17年に引き続き18年も70万tを超え、対前年増となった。

表8 食用加工油脂の生産（平成18年）

	生産量 (千t)	対前年比 (%)
マーガリン	163	98.1
ファットスプレット	79	97.4
ショートニング	214	104.0
精製ラード	55	95.0
食用精製加工油脂	47	94.1
その他加工油脂	148	105.5
計	706	100.7

ウ 油脂の供給動向

一方、油脂の供給は307万tと前年を下回った。国産原料から生産される主要油脂は、豚脂、牛脂、魚油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の73.8%を占めており、ナタネ油の生産量は97万t、大豆油は58万tとなっている。

表9 油脂の供給

項目	目	16年	17年	18年
植物油	2,622	2,623	2,624	
動物油	448	448	446	
計	3,069	3,071	3,070	
前年比 (%)	101.5	100.0	99.6	
うち輸入	2,640	2,680	2,680	
（うち輸入油脂）	(944)	(1,027)	(975)	
うち国産原料	389	383	392	

3 新 食 品

新食品とは、一般加工食品のうち、新たな技術又は、新しい食品素材（食品新素材）を用いて製造又は加工

され高付加価値化された飲食料品をいう。食品新素材とは、食品の物性をはじめとした品質を改善する機能や体調を調節する機能を有する、新しい食品素材（糖アルコール、オリゴ糖、食物繊維、ポリフェノール等）をいう。

近年、食品新素材や新技術を活用した新食品が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として順調に拡大してきている。

(1) 農水産物機能性活用推進事業

地域の食品企業の振興と農水産業の進展を図るためにには、地域の農水産物の機能性に着目した商品の開発・販売が極めて重要であると考えられることから、平成17年度に引き続き、地域農水産物に含まれる機能性成分の活用方法や食品加工に利用する上での留意点等の整理・検討、機能性成分を活用した商品の試作・評価などを行った。

(2) 「消費者の部屋」での特別展示の開催

「消費者の部屋」での特別展示の開催により、新食品・食品新素材に関し消費者への情報提供を行った。

4 外食産業

(1) 緊急事態等への対応

BSE 患畜の発生等の緊急事態が発生し、食品原材料の入手等が困難となった場合に、新商品や新メニュー等への転換等外食産業における円滑な対応を確保するため、原材料転換等の対応事例の実態調査、これを踏まえた対応マニュアル（手引き）の策定を支援した。

(2) 外食における原産地表示の促進

平成17年7月に策定した「外食における原産地表示に関するガイドライン」の普及を図るため、外食事業者が原産地表示を適切に行うためのパンフレット・マニュアルの作成等の普及啓発活動を通じて、幅広い業種・業態の外食事業者による原産地表示の取組に対し支援した。

(3) 国産食材の利用推進

外食事業者の国産食材の利用・調達に関するニーズの生産地等への情報提供と外食産業と農業等が連携している優良事例の調査・分析に対し支援した。また、外食産業における国産食材の利用を推進するための農業者等との交流会や全国レベルのフォーラム等の開催に対し支援した。

(4) 海外日本食レストランを通じた日本食材の輸出促進

海外日本食レストランにおける日本食の普及を通じて日本食・日本食材の輸出促進を目指し、6都市（台北、上海、バンコク、ロンドン、アムステルダム、ロ

サンゼルス）に日本食レストラン関係者のネットワークを作り、そのネットワークの活用により、食材の情報交換を行った。

第5節 米政策の改革

1 米政策改革の着実な推進

平成17年10月に決定された経営所得安定対策等大綱において、19年産から水田において米を含めた水田・畑作経営所得安定対策（平成19年12月21日に「品目横断的経営安定対策」より名称を変更）が導入されることとも併せ、米の需給調整についても、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム（以下「主体的システム」という。）へ移行することとされた。

このことを受け、「新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会」を開催し、平成18年2月から7月までの間、主体的システムへの移行に向けた条件整備等の状況について検証を行うとともに、その経過を食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会（平成19年7月以降は食料・農業・農村政策審議会食糧部会。以下「食糧部会」という。）において報告し、議論を行ってきた。

その後、「経営所得安定対策等実施要綱」（平成18年7月21日農林水産省議決定）において、19年産からの主体的システムへの移行が決定され、食糧部会においても了承を得たところである。

なお、16年度から18年度までの3カ年の対策として講じてきた、産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、19年産から導入される水田・畑作経営所得安定対策との整合性を図りつつ、所要の見直しを行った。

これらを踏まえ、19年産米からの主体的システムの円滑な実施に向け、農業者団体や行政等の関係者が一体となって、各種対策のメリットの周知を図るとともに、生産調整の実効性確保に向けた取組を進めていくこととした。

経営所得安定対策等実施要綱（抜粋）

基本認識

平成17年10月27日に決定された経営所得安定対策等大綱（以下「大綱」という。）において、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策という一連の政策改革について、対策の基本的骨格を示した。

これらの対策を平成19年産から導入するため、品

目横断的経営安定対策については、先の国会で担い手経営安定新法が成立し制度的な枠組が整備されたところであるが、その他の対策も含め、予算の裏打ちのある支援単価や事業規模等を具体化していく必要がある。

その際には、今後とも品目別の対策として講ずることとしているさとうきび・でん粉原料用かんしょ対策についても、これまでの経緯もふまえ一体的に具体化することが適切である。

こうした観点から、この経営所得安定対策等実施要綱（以下「要綱」という。）は、大綱で決定した事項を実地に移すに当たり、必要な予算措置や運用等を明らかにするため、取りまとめ、決定したものである。

その際、政府・団体が一体となって行ってきた担い手の育成・確保運動の成果や現場における声を十分踏まえたものとなるよう留意した。

この要綱の決定を受け、平成19年度概算要求にその内容を反映していくのはもちろんであるが、秋には品目横断的経営安定対策への一部の加入手続きが開始されることを控え、制度の現場への十分な徹底や事務処理体制の整備・点検など、最終準備に万全を期すこととする。

米政策改革推進対策

1 趣旨

(1) 米については、平成14年12月に、平成22年度における「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目標とする米政策改革大綱を決定し、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者重視・市場重視の考え方方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じた水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革に整合性をもって取り組んでいるところである。望ましい水田農業の生産構造をできるだけ早期に実現するためには、この米政策改革大綱に定められた道筋に沿って着実に取組を進めていくことが重要である。

(2) こうした中、平成19年産から水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成16年度から18年度までの3カ年の対策として現在講じている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、米政策改革大綱の趣旨に沿った所要の見直しを行う。

(3) また、米の需給調整について、水田における

品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することとする。この新たな需給調整システムについては、上記の見直しを行った米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとする。

(4) さらに、米政策改革の着実な取組を進めるとともに、新たな需給調整システムの定着が円滑に行えるよう、引き続き、担い手確保運動と連携を図りつつ、生産現場での推進を強力に進めること。

2 平成19年度からの国の支援策

米政策改革を推進するための対策については、水田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することをも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から、見直し、再編整理を行う。

(1) 産地づくり対策の見直し

地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画に基づいて実施する取組を支援する産地づくり対策について、地域の創意工夫をさらに進める方向で所要の措置を講じる。

本対策の実施機関は、平成19年度から21年度までの3カ年とする。

① 産地づくり交付金については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行う。

(ア) 産地づくり交付金

- ・所要の額を対策期間中安定的に交付し、地域の創意工夫により使途や単価を設定するという基本的な仕組みは継続。
- ・地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底するとともに、担い手を中心とする合理的な土地利用や効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用を促進。

(イ) 新需給調整システム定着交付金

新たな需給調整システムの下での円滑な

取組に資するため、当面の措置として、都道府県段階の判断により、使途や単価を設定し、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進。

なお、交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の水田における作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行う。

また、(イ)の一定部分については、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえ都道府県別配分見直しを行うものとする。

(2) 稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、産地づくり対策と一体化し、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策（品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く。）

（稻作構造改革促進交付金）を行えるよう措置する。

- ・ 一般部分 (4,000円/10a)
- ・ 担い手集積加算部分 (3,000円/10a)
- ・ 対象面積については、過去の稲得加入面積から品目横断的経営安定対策（収入減少影響緩和対策）の対象に移行すると見込まれる生産者に係る面積を控除した面積を基本に算定するとともに、生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。

その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

(2) 集荷円滑化対策の実効性の確保

集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施する。

- ・ 生産者の拠出を産地づくり対策の交付要件とする。
- ・ 対策加入の促進に向け、18年度以降の生産者拠出金について、生産者支援金(4,000円/60kg)に充てた後も十分な資金が残る場合には、生産者へ払い戻しを行う。
- ・ 豊作による過剰米を区分保管する措置の枠

内で、米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金からの無利子短期融資(3,000円/60kg)の対象を弾力化する。

なお、このような措置に伴い、担い手経営安定対策及び稻作所得基盤確保対策については、機能の重複の整理及び構造改革の促進の観点から、品目横断的経営安定対策の導入に併せ廃止する。

(3) 水田の利活用対策等

① 耕畜連携水田活用対策

飼料自給率の向上に向け、水田における効果的な飼料生産振興を図るために、地域自らの提案により生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等飼料生産振興に直結する取組に対する支援を措置する。

② 過去の生産実績がない案件等への対応（再掲（1.の2の(3)））

(4) 19年度事業規模

1,850億円程度

(1)の①の対策 1,480億円程度（対策期間中一定とする。）

うち(ア)1,330億円程度
(イ) 150億円程度

②の対策 290億円程度

うち(ア)20年産270億円程度
(イ) 21年産220億円程度

うち生産調整参加者の拡大に配慮した上乗せ部分50億円程度（20年産45億円程度 21年産40億円程度）

(2)の対策 26億円程度

(3)の①の対策 50億円程度

3 新たな需給調整システム

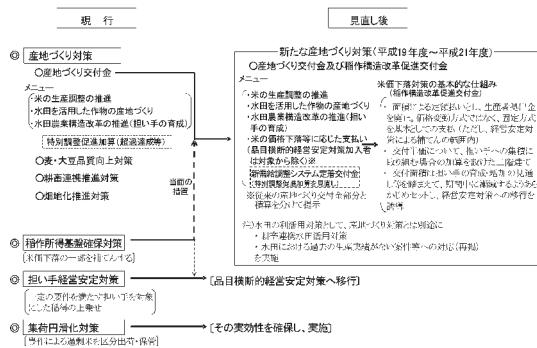
(1) システムの考え方

① 国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施

② JA等の生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定するとともに、当該JA等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産目標数量を配分

③ 地域協議会は、行政、関係機関及びJA等の

○ 米政策改革推進対策の見直し



方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割

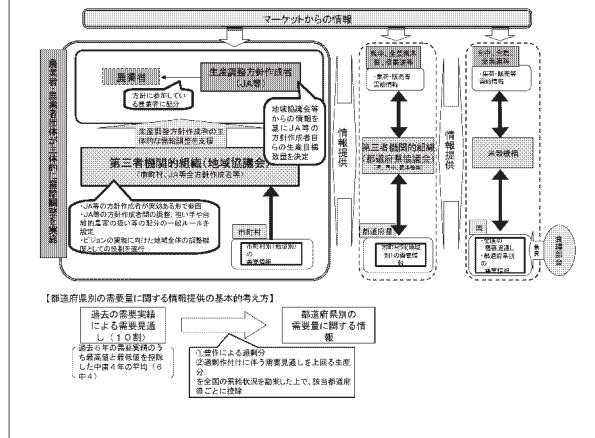
(2) 都道府県別の需要量に関する情報提供の基本的考え方

新たな需給調整システムへの移行後、国から都道府県へ提供する都道府県別の需要量に関する情報の内容は、以下により算定した数値とする（本年秋から適用）。

- ① 各都道府県ごとの過去6年の需要実績のうち最高値と最低値を控除した中庸4年の平均値を、10割のウェイトで、都道府県別の需要見通しの数値として算定
 - ② 豊作その他の要因により各都道府県毎の前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、当該過剰生産分を、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県の需要見通しの数値から控除
 - ③ 上記を基本に、技術的細部について食料・農業・農村政策審議会食糧部会の意見を聴いた上で透明性・客観性を持って算定

(3) システムの概要

○ 新たな需給調整システムの概要



2 平成19年産米をめぐる状況と20年産の生産調整の実効性確保に向けた取組

(1) 米緊急対策

平成19年産米の価格については、米の消費量が年々減少する中で、生産調整の実効性が確保できることや、主たる売り手である全農の仮渡金の変更が各産地の販売行動や卸売業者の購買行動に多大な影響を与えたこと等を背景として、作況が99であるにもかかわらず、大幅に下落するという異常事態に見舞われた。

こうした米価の大幅下落は、経営規模の大きい農業者を直撃するだけでなく、小規模・高齢者を含めて多数の農業者の経営を不安定なものとし、地域農業・地域経済の活力を損なうこととなった。

このような特殊な状況に対応するため、19年10月11日、若林農林水産大臣を本部長とする農政改革三対策緊急検討本部を設置し、対策を検討した。そして、同月29日の第2回農政改革三対策緊急検討本部において、

- ① 政府は、平成20年6月末の備蓄水準を適正水準である100万トンまで積み増すこととし、34万トンを買い入れるとともに、備蓄米の市場放出は、当面、原則として、抑制する。
 - ② 全農は、自らの平成18年産うるち米の販売残10万トン相当量について、原則として、その全量を非主食用（飼料）へ処理することとし、政府はこの取組に対して支援する。
 - ③ 20年産米の生産調整について、主食用米の需給バランスが確保できるよう、農協系統と行政が連携して取り組む。

等を内容とする米緊急対策を決定した。

米緊急対策

平成19年10月29日

農林水產省

農政改革三対策緊急検討本部

平成19年産の米価は、米の消費量が年々減少する中で生産調整の実効性が確保できていないことや、全農の仮渡金の変更が各産地の販売行動や卸売業者の購買行動に多大な影響を与えたこと等から、作況99でありながら、大幅に下落する異常事態となっている。

こうした米価の大幅下落は経営規模の大きい農業者を直撃するだけでなく小規模・高齢者を含めて多数の農業者の経営を不安定なものとし、地域農業・

地域経済の活力を損っている状況にある。

こうした本年の特殊な状況にかんがみ、下記のような米緊急対策を講ずることとする。

- 1 政府は、備蓄水準を適正水準（100万トン）まで積み増すこととし、34万トンを年内に買い入れる（市場価格を標準とする入札方式）とともに、備蓄米の市場への放出は、当面、原則として、抑制する。
- 2 全農は、自らの平成18年産うるち米の販売残10万トン相当量について、原則として、その全量を非主食用（飼料）へ処理することとし、政府は、全農に対する応分の助成を用意する。
- 3 平成20年産の生産調整については、主食用米の需給バランスが確保できるよう、農協系統と行政が適切に連携して、全都道府県・全地域で、目標を達成できるよう全力をあげることとする。
 - (1) このため、国・都道府県・市町村は、生産調整の実効性の確保に積極的に関与する観点から、次の措置を講ずる。
 - ① 生産調整の進め方
 - ア 生産調整目標は、主食用販売数量と作付面積（数量の面積換算値）の二本立てとし、目標の都道府県間調整のスキーム等を設ける。
 - イ 生産調整目標の配分・作付け・収穫等の各段階において、都道府県・地域における生産調整の取組状況を把握し、適切な取組が行われるよう、強力に指導する。
 - ウ 生産調整非実施者に対しても米の需給状況を認識し適切な対応をとるよう強力に要請するとともに、結果として生産調整目標を達成しない都道府県・地域については、产地づくり対策を調整するとともに、他の補助金等の採択や配分について考慮する。
 - ② 生産調整の手法
 非主食用の米（飼料・米粉・輸出・バイオエタノール用）の生産は、確実に非主食用に販売され、横流れが防止できることを条件に、生産調整にカウントする仕組みを構築する。
 - ③ 出口対策
 作況・過剰作付により主食用需要を超える生産が行われた場合に、生産者団体が主体的に、需要を超える分を確実に非主食用に処理し、主食用販売数量を需要の範囲に収める出口対策を構築する。
 - (2) また、農協系統は、米の大宗を取り扱う集荷・

販売業者であることを自覚し、全都道府県・全地域において、責任をもって生産調整の実効性の確保に取り組む体制を整え、傘下の農協・組合員を強力に指導する。

特に全農は米価の安定に資するため次の措置を講ずるものとする

- ① 産地間の過度の安売競争を回避し、適切な価格形成がなされるよう、県本部・経済連・農協を適切に指導する。
 - ② 消費者・スーパー・外食産業等への直接販売を拡大するなど、安定的な販路の確保に努める。
 - ③ 麦で定着し、米でも一部の産地で開始されている、は種前契約・収穫前契約を拡大する。
 - ④ 主食用米の販売環境を整えるため「篩下米」や非主食用の米の集荷・販売体制を確立する。
 - ⑤ 平成20年産の仮渡金の取扱いについては、本年の反省を踏まえて、適切に対処する。
- 4 米について消費者の信頼できる品質表示や適正な流通を確保するため、JAS法等に基づく取締りを徹底し、不適正な行為を行った販売業者には厳正に対処する。
 - 5 食生活の変化の中で米の消費が減少しており、その結果として栄養バランスが崩れて肥満・生活習慣病等の問題が生じ、また自給率が低下している。このことを踏まえ、食育の一環として、朝食欠食の改善を目指した「めざましごはんキャンペーン」をはじめ、米の消費拡大のための国民運動を効果的に進める。また、パン・麺・菓子等の原料としての米粉の利用を本格的に推進する。

(2) 政府による政府米34万トンの買入れとその効果

米緊急対策の決定に基づく34万トンの政府買入れについては、入札参加資格者の売渡希望を聴取の上、平成19年11月28日以降2回の入札と随意契約により全量の買入れを実施した。19年産米の価格については、同月末以降下げ止まっており、コメ価格センターの入札結果については、政府買入れの前後で上場した銘柄を見ると、すべての銘柄で上昇したところである。

以上のように、平成19年産米の価格については、米緊急対策の実施は、前年産同月の価格水準には達していないものの、米価の大幅下落に歯止めをかけるという意味で、一定の効果はあったと考えられる。しかし、今回の対策は、あくまで19年産の異常な米価下落に対する緊急的な措置であり、価格下落の一因となった過剰作付等の問題は、20年産に向けた課題として残さ

れた。米の価格の安定を図るためにには、需要に応じた生産を行うことが基本であり、20年産米については、行政、農協系統等の関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携しながら生産調整の実効性の確保をめざすことが必要である。

(3) 平成20年産米の需要量に関する情報の決定

20年産に向けた取組として、第一に、11月30日開催の食糧部会において、全国の需要量に関する情報を20年産米の需給バランスが確実にとれる水準として、815万トンと設定した。

〔考え方〕

- ① 平成20/21年の需要見通しを819万トンと固めに設定（年平均の消費減9万トンに変動幅5万トンを考慮して前年より14万トン減）し、
- ② これを基礎に、従来のルールに即して県別に算定した上で、過剰作付県に対しては、19年産米の都道府県別の需要量に関する情報を上回った生産量に応じ、都道府県の需要見通しから一定量を削減するとともに、生産調整目標達成県に対しては、平成20年産米の目標数量が前年産よりも増加しないようにしつつ、他の達成県よりも大幅に減少しないよう配慮し、全国の需要量に関する情報を815万トンとした。

(4) 当面の生産調整の進め方

20年産の需要量に関する情報815万トンを実作付面積に換算して平成19年産と比較すると、面積ベースで10万ヘクタールの生産調整の拡大が必要となった。このような規模での生産調整の拡大について、全都道府県・全地域で目標を達成できるよう、生産調整の実効性確保策を12月21日の第3回農政改革三対策緊急検討本部において、「農政改革三対策の着実な推進について」として、とりまとめた。

具体的には、当面の生産調整の進め方として、

- ① 需要量に関する情報については、目標の達成状況に応じて、数量のほか面積換算値もあわせて提示する。
- ② 生産目標数量の都道府県間調整を進めるため、平成20年1月10日を目途として、産地づくり交付金を活用しつつ、調整を行う。
- ③ 生産調整に取り組みやすくするため、従来用途ごとに分かれていた、「主食用米」「加工用米」以外の各種取組につき、「新規需要米」として手続の一本化を図り、当該用途に確実に使用することを農業者、需要者等の契約書及び誓約書で確認した上で、生産調整にカウントする。
- ④ 生産調整メリットとして、新需給調整システム

定着交付金の一部につき19年産の生産調整の取組実績に配慮して配分するほか、平成19年度補正予算において、麦・大豆・飼料作物等の作付拡大や、非主食用米の低コスト生産技術の確立に対する支援（地域水田農業活性化緊急対策）を行う。

- ⑤ 目標未達成の都道府県・地域・農業者へのペナルティとして、目標の達成・未達成を当該地域全体としての主食用作付面積で判定した上で、目標未達となった都道府県・地域については、場合により20年産の産地づくり対策の減額や、21年産の各種補助事業・融資・産地づくり対策における不利な取扱いを行う。

等を確認、決定した。

(5) 平成20年産米の生産調整の実効性確保に向けた具体的取組（20年3月まで）

ア 生産調整目標達成合意書の締結等

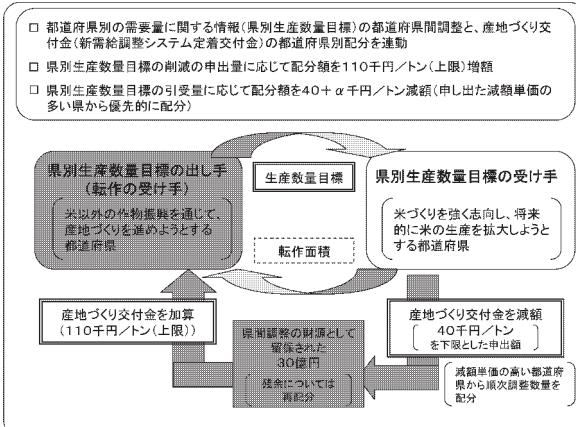
12月27日に「全国水田農業推進協議会」（全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会・全国主食集荷協同組合連合会・全国農業会議所・日本農業法人協会・全国稻作經營者会議・全国米穀販売事業共済協同組合・日本米穀小売商業組合連合会と農林水産省総合食料局で構成）が開催され、関係者の間で生産調整目標達成に向けてあらゆる措置を講ずる等の合意書が締結された。また、全国水田農業推進協議会の構成団体に対し、生産調整目標の達成に向け、それぞれの立場で取組が行われるよう協力要請文書（19総食第907号）を発出した。

イ 需要量に関する情報の都道府県間調整

需要量に関する情報について、国が調整主体となり都道府県間調整を行う仕組みを設けた。

その結果、7,580トンについて1県で生産調整を拡大し、7県で米の生産を拡大することとなった。

都道府県間調整のスキーム(20年産米)



第6節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

1 米の需給に関する動向

(1) 国内需給（平成19/20年の需給見通し）

平成19/20年（平成19年7月～平成20年6月）の需給見通しについては、平成19年11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において次のとおりとされた。

平成19/20年の主食用等の需給見通し

（単位：万トン）

		全体需給	うち政府備蓄米
19年6月末在庫量	A	261	77
19年産米主食用等生産量	B	854	34
19/20年主食用等供給量計 C=A+B		1,115	111
19/20年主食用等需要量	D	833	11
20年6月末在庫量 E=C-D		282	100

注：当該19/20年の主食用等の需給見通しには、米緊急対策を受け、全農が実施する非主食用（飼料）への処理は考慮していない。

平成19年産米については、全国の作況が平年ベースを下回る99となり、水稻収穫量は871万トンとなった。

このうち加工用に仕向けられた17万トンを差し引いた854万トンが主食用等に仕向けられた。

(2) 外国産米

平成7年4月から平成20年3月末までのミニマム・アクセス米の輸入量は865万トンとなった。

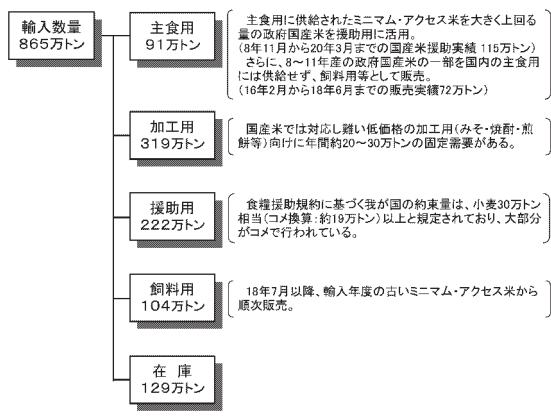
ミニマム・アクセス米については、全量国家貿易の下、基本的に政府が全量を買入れ、市場の状況を踏まえ、価格等の面で国産米では十分対応し難い用途（主として加工用途）に向けて販売している。

また、販売されなかったミニマム・アクセス米は、国産米とともに援助用途に充てられるほか、新規用途需要等に充当するよう政府が在庫として管理しているが、平成18年7月以降、輸入年度の古いミニマム・アクセス米から順次飼料用に販売を開始したことから、ミニマム・アクセス米の在庫は、平成18年10月末の189万トンから、平成20年3月末には129万トンまで減少した。

(3) 米の流通

平成19年産米の生産者から単位農協等へのうるち米の出荷（販売委託・売渡）数量は1月末現在で511万ト

ミニマム・アクセス米の販売状況



（平成7年4月～平成20年3月末）

資料：農林水産省調べ

- 注：1) 輸入数量は、平成20年3月末時点での政府買入実績である。
2) 在庫129万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれている。

ンとなっており、前年（1月末現在で514万トン）と同水準となっている。

このうち、単位農協等から全国出荷団体（全農・全集連）への販売委託数量については、19年産米は1月末現在で332万トンとなっており、18年産米（1月末現在で349万トン）を下回る水準となっている。

他方、生産者から単位農協等以外への売渡数量（直接販売）は、1月末現在で119万トンとなっており、18年産米（1月末現在で115万トン）を上回る水準で推移している。

平成19年産の民間流通米（主食用うるち米）のうち、全国出荷団体（全農・全集連）に販売委託された米（以下「全国出荷団体販売米」という。）の2月の販売実績は18.7万トンで、20年2月までの累計は117.4万トンとなり、18年産全国出荷団体販売米の19年2月までの累計109.8万トンを上回る水準になっている。

(4) 米備蓄の運営

ア 備蓄運営の基本方針

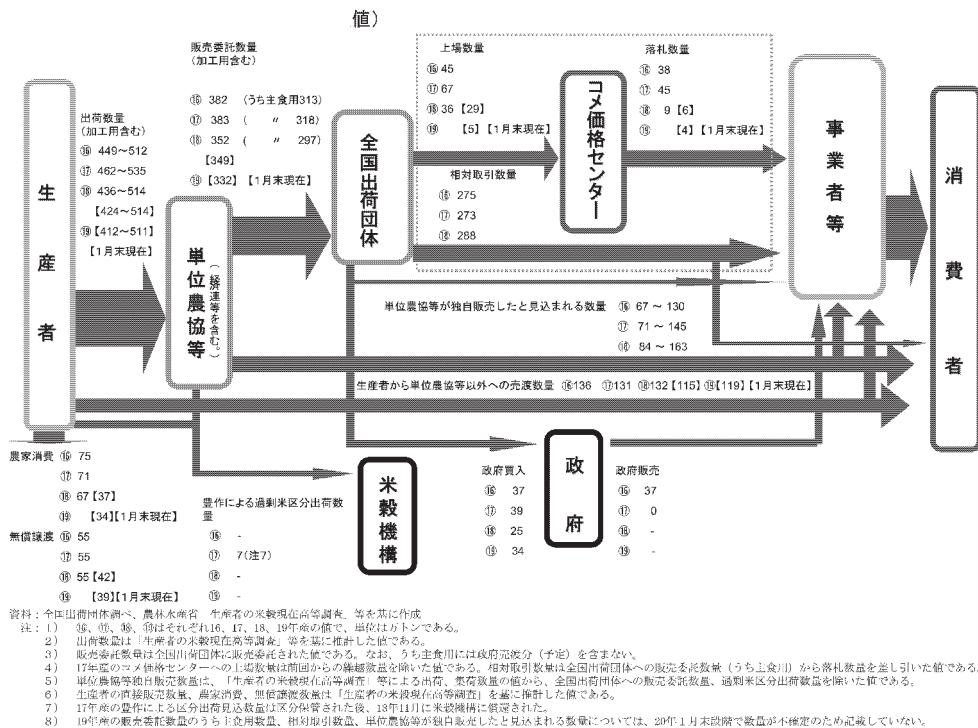
（ア）政府の備蓄運営については、米緊急対策（平成19年10月29日農林水産省農政改革三対策緊急検討本部決定。以下「緊急対策」という。）を受け、

① 政府米の買入れは、平成20年6月末在庫量を適正備蓄水準（100万トン程度）まで積み増すこととし、34万トンの年内買入れを実施するとともに、

② 政府備蓄米の販売は、19年7月から10までの販売量と今後の矯正施設等への販売見込量を合わせた11万トンとし、備蓄米の市場への放出は、当面、原則として、抑制することとした。

（イ）この結果、20年6月末の政府備蓄米の在庫量は、100万トンとなる予定である。

米流通の現状(うるち米)



(ウ) なお、20年産米の政府買入予定数量は、販売数量と同数とすることを基本とし、50万トンの範囲内とした。

イ 政府米の販売

政府米の主食用への販売については、米政策改革大綱の決定を受け、16年4月以降、一般競争契約(入札)による販売を基本とした方式に変更し、落札残があった場合等には随意契約による販売を行っている。19年度においては、10月までは各月1回の入札と落札残の随意契約を基本として販売を行った。11月以降は、米緊急対策に基づき、販売を停止した。

19年度の販売状況については、12.8万tの販売実績となった。

ウ 政府買入れ

(ア) 18年産米の政府買入れ

18年産米の政府買入数量については、18年11月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、政府備蓄水準と年産構成の適正化を図り、回転備蓄方式を軌道に乗せていく観点から30万トンと設定され、このうち20万トンは18年度中に、残りの10万トンは19年度に買入れることとした。

a 第1回政府買入れ

第1回政府買入れは、18年度に買入れることとした20万トンについて、全国米穀取引・価

格形成センター（コメ価格センター）の基本取引に18年産米が上場された29銘柄を対象とした買入れと政府倉庫を引渡し場所として指定する買入れを、18年12月18日に一般競争入札、12月22日に再度入札、12月25日から27日まで随意契約による見積合わせを実施したところ、提示数量20万トンに対し18万トンの申込みがあり、17.9万トンが落札された。

b 第2回政府買入れ

第2回政府買入れは、19年度に買入れることとした10万トンのうち3.2万トンについて、コメ価格センターの上場銘柄の16銘柄を対象として18年4月19日に一般競争入札、4月24日に再度入札、4月25日から27日まで随意契約による見積合わせを実施したところ、提示数量3.2万トンに対し3.1万トンの申込みがあり、2.9万トンが落札された。

c 第3回政府買入れ

第3回政府買入れは、18年産米の買入予定数量30万トンのうち未提示分等4.5万トンについて、コメ価格センターの上場銘柄の7銘柄を対象として、18年5月17日に一般競争入札、5月22日に再度入札、5月23日から25日まで随意契約による見積合わせを実施したところ、提示数量4.5万トンに対し4.5万トンの申込みがあり、4.4

万トンが落札された。

この結果、18年度に買い入れた17.9万トンと合わせた18年産米の買入数量の合計は25.4万トンとなった。

(イ) 19年産米の買入れ

19年産米の政府買入れは、緊急対策に基づき、34万トンを19年度中に買い入れることとした。

買入れは、コメ価格センターの上場銘柄等の57銘柄を対象に、19年11月28日に一般競争入札、12月22日に再度入札、12月6～7日に随意契約による見積もり合わせを実施したところ、提示数量34万トンに対し、34.5万トンの申込みがあり、34万トンが落札された。

2 米穀の出荷又は販売の事業の届出

平成16年4月1日の改正食糧法の施行により、従来の計画流通制度（米穀の出荷取扱業及び販売業の登録制度等）が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制は行わないこととされた。

他方、米不足等の緊急時に的確に対応するため、平常時から流通業者の確実な把握等を行い、緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行う者（事業規模が20精米t以上の者）に対し、農林水産大臣への届出が義務付けられている。

表10 米穀の出荷又は販売の事業の届出者数

都道府県	届出事業者数	都道府県	届出事業者数
北海道	3,447	岐阜	1,056
青森	760	静岡	2,069
岩手	1,395	愛知	3,322
宮城	1,649	三重	1,115
秋田	974	滋賀	952
山形	1,118	京都	2,605
福島	2,160	大阪	6,421
茨城	1,802	兵庫	4,142
栃木	1,244	奈良	1,112
群馬	1,309	和歌山	945
埼玉	3,241	鳥取	211
千葉	3,533	島根	548
東京	7,519	岡山	987
神奈川	4,211	広島	1,952
新潟	2,456	山口	776
富山	564	徳島	737
石川	919	香川	722
福井	719	愛媛	1,059
山梨	1,080	高知	585
長野	1,641	福岡	3,331

佐賀	650	宮崎	970
長崎	1,577	鹿児島	2,220
熊本	1,182	沖縄	531
大分	827	計	84,345

注) 届出事業者数とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条の規定に基づき出荷又は販売の事業の届出を行っている者である。

3 米の消費拡大

平成19年度における米の消費拡大については、米を中心とした「日本型食生活」の実践に向けて、食育の取組と一体的な取組として実施することとし、次の事業を実施した。

- ① 朝食欠食の改善を図るため、食品関係企業、団体等の協力を得て官民挙げての「めざましごはんキャンペーン」の実施、「食事バランスガイド」を活用したテレビCMの放送
- ② 医師、栄養士等を対象に、生活習慣病予防の観点から、ごはんを主食とした「日本型食生活」の有用性をテーマとした食育健康サミットの開催等による普及・啓発への支援
- ③ 米の流通業界や中食・外食事業者、企業等の食堂と連携し「食事バランスガイド」を活用した普及・啓発の取組への支援
- ④ 神戸市内を中心としたモデル地域において、「日本型食生活」の実践を促進するための多様な取組への支援
- ⑤ 生産者団体が実施するごはん食推進の取組（ごはんミュージアム等を活用した情報提供事業、稲作体験教室やごはん料理教室等の体験事業）への支援

4 学校給食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法に基づき、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

平成18年5月現在における学校給食の実施状況は表11のとおりである。

表11 学校給食実施状況

区分	学校数	児童・生徒数
	校	千人
完全給食	31,476	9,734
補食給食	371	46
ミルク給食	1,363	408
計	33,210	10,187
未実施	1,919	806
総計	35,129	10,993

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の普及・定着を図っていくことは、食習慣形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活を継承していくだけでなく、米の消費拡大を図る上で重要な役割を果たしていることから、米飯学校給食の回数増加に向けた取組を行っている。

平成19年度においては、米飯学校給食の普及が遅れている大都市部に重点をおいて、保護者、学校給食関係者を対象とした、「ごはんと給食フォーラム」、学校給食関係者を対象とした、「ごはんと給食メニュー講座」の開催等を支援したほか、学校給食用に政府備蓄米の無償交付（前年からの増加分の6割）を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進している。

この結果、米飯学校給食の実施状況は、平成18年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の99.7%（昭和51年5月36.2%）
- ② 対象児童・生徒数の比率は、99.9%（昭和51年5月30.3%）
- ③ 週平均実施回数2.9回（昭和51年5月0.6回）
- ④ 週3回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の80.2%（昭和51年5月7.0%）

となり、着実に普及している。

第7節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 輸入麦の政府壳渡価格

(1) 概要

輸入麦の政府壳渡価格を決定する仕組みは、平成19年4月から相場連動制に移行したが、年間の価格改定回数については、円滑な制度移行を図る観点から、当面、年2回としており、19年8月24日に19年10月～20年3月までの、20年2月15日に20年4月～9月までの政府壳渡価格を決定した。

19年10月から適用される政府壳渡価格については、算出基礎となる政府買付価格の平均値が、18年秋から続く国際相場の高騰等の影響により大幅に上昇したことから、主要5銘柄で前期比10%の引上げとなった。

また、20年4月から適用される政府壳渡価格については、19年10月期の政府壳渡価格改定後も、国際需給のひっ迫から自国への供給を優先し、輸出規制を実施する国が出はじめしたこと等により国際相場の高騰が続いたことから、主要5銘柄で前期比30%の引上げとなった。

(2) 価格決定をめぐる諸情勢

ア 世界の穀物需給の動向

世界の穀物需給の動向については、

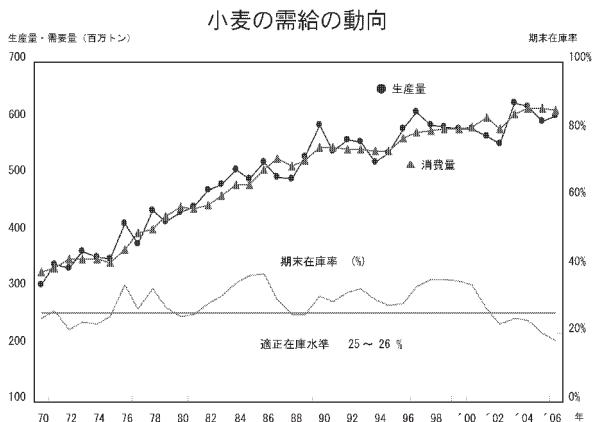
- ① 近年、BRICs（新興市場国：ブラジル、ロシア、インド、中国）や開発途上国において経済発展が続いていること、これに伴い、肉類、油脂類の消費が増加する等、食生活が変化し、食料需要が増大していること
- ② 原油価格の高騰、国際的な地球温暖化防止対策、エネルギー安全保障への意識の高まりなどを背景に、米国やブラジルなど世界各国でバイオ燃料の生産が拡大し、その原料としての穀物需要が増大していること
- ③ 地球規模の気候変動の影響による不作の発生といった中長期的に継続する構造的な要因により、近年、需要が供給を上回り、その結果、在庫が減少し適正在庫水準を下回る状況となっている。

このような需給状況を反映し、トウモロコシ、大豆、小麦といった穀物の国際相場は大幅に上昇している。また、穀物市場への投機資金の流入が、価格高騰の一因になっているとの見方もある。

イ 小麦の国際需給と価格の動向

小麦の需給動向については、消費量が年々増加する一方で、バイオ燃料の需要増加等によるトウモロコシ、大豆の相場の上昇に応じて、小麦からこれらの作物への作付転換が進み、生産量は伸び悩む傾向にある。このため、小麦についても2000年以降、生産量が消費量を下回る年が多く、在庫量は適正在庫水準を下回り30年ぶりの低水準となっている（参考1）。

このような需給状況の中、豪州の生産量が干ばつにより前年比6割減という大不作となったことや世界的にバイオエタノール需要が増加したことなどから、小麦全体の需給が逼迫し、国際相場（シカゴ相場）は、2006年10月に5ドル/buを超えた。2007年に入ってからも、米国冬小麦地域の寒波被害、干ば



つによるウクライナの禁輸措置、EU の作柄懸念やロシア、アルゼンチンといった輸出国が輸出規制を行ったことなどから、秋以降、断続的に 9 ドル／bu を超えるなど、非常に高い水準で推移した。更に、2008 年 2 月には、11 ドル／bu を超えて史上最高値を更新するなど、価格の高原状態が続いており、これに伴い政府の買付価格も大幅に上昇することとなつた。（参考 2）

(3) 輸入麦の売渡価格の基本的考え方

ア 相場連動制の仕組み

輸入麦の壳渡価格は、19年4月から、過去の一定期間における買付価格の平均値に、年間固定の港湾諸経費及びマークアップ（国家貿易等の麦の制度運

當及び国内産麦の生産振興に必要な経費）を上乗せした価格で売り渡す相場連動制に移行したところである。標準売渡価格制度から相場連動制に転換した趣旨は、麦についても他の商品と同様に、政府による価格への関与を小さくし、相場に連動した、消費者に分かりやすい、透明性の高い価格形成を行っためである。ただし、制度の円滑な移行を図るために、価格の改定回数や変動幅について経過措置を設定しており、その基本的なルールは、

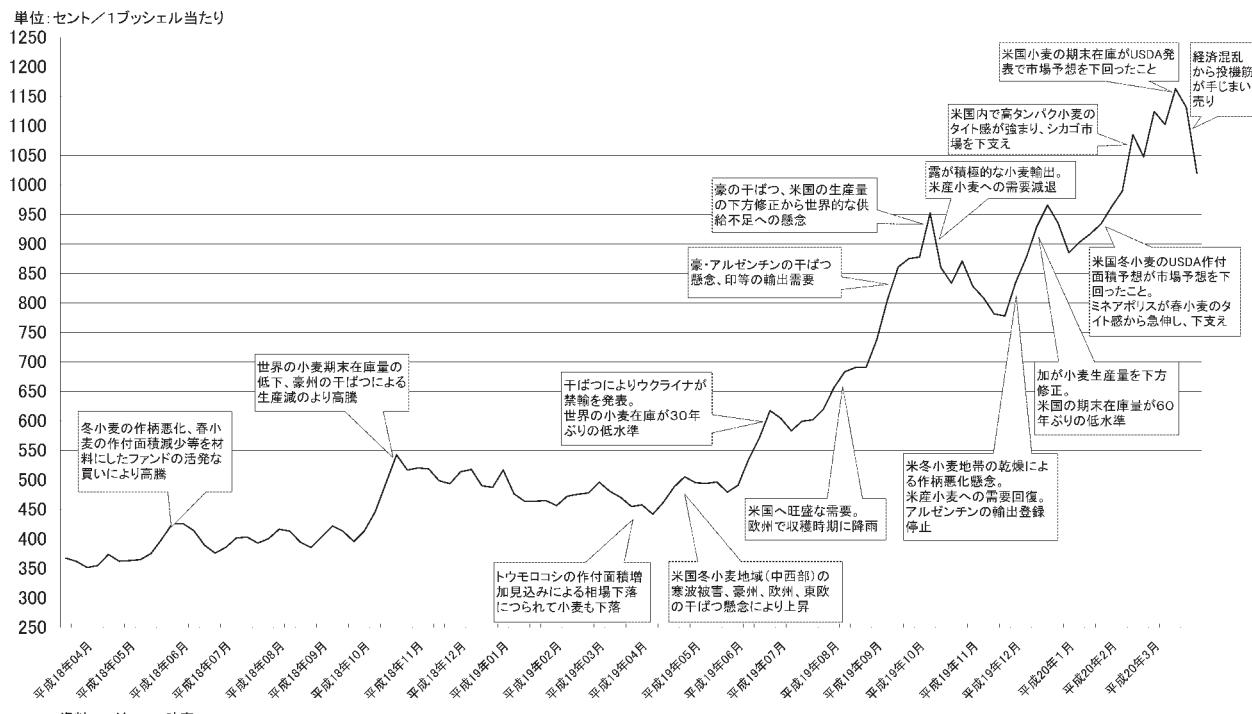
- ① 年3回の価格改定（当面は年2回（4月、10月））
- ② 価格改定における値幅制限の変動幅は、19年4ヶ月期は改定前価格の±5%、10ヶ月期は±10%
- ③ 平均買付価格の算定期間は改定月の3ヶ月前から遡って8ヶ月間

となっている。

イ 19年10月期の政府売渡価格

10月期の政府売渡価格の改定に当たって、小麦の国際相場の高騰により、政府の買付価格も大幅に上昇し、ここ10年間で見ても歴史的に高い水準となつた。したがって、価格算定の基準となる平均買付価格にマークアップ等を上乗せした試算値も、主要5銘柄について4月期の政府売渡価格と比べ+11%～+24%となり、いずれも4月期の値幅制限の変動幅(±5%)を大きく超えるものとなつた。このため、変動幅を±5%とした場合、相場水準が現行水

小麦価格の国際相場（シカゴ相場）の変動について



注:シカゴ商品取引所の小麦(SRWNo.2)の各週週初めの終値。

準を維持した状態であっても来年4月の売渡価格が上昇することとなり、相場の動きと原料価格の動きが異なることとなる。そうなれば、相場連動制の趣旨とも外れることから、変動幅の取扱いをどのようにするかが検討のポイントとなった。

これについて、製粉業界及び小麦粉実需者等関係者からは、「原料コストの上昇はできるだけ圧縮してほしい」、「できるだけ値上げ幅は小さく（±5%以内）」という意見があった一方、「価格変動幅に係わらず国際相場に連動した価格設定とすること」、「値上げの積み残しが生じるような事態は避けたい」等の意見もあった。

これらの意見も踏まえれば、変動幅を撤廃することは困難であると考えられた。また、現在の穀物相場は、上述したように、BRICs等の経済成長、食生活の高度化による穀物需要の増大、バイオエタノール需要の増大等による構造的変化によって相当な上昇となっており、このような状況の下で±5%の変動幅を適用すると、

- ① 昨今の麦の国際相場の急激な変化が関連業界や消費者に適切に伝わらない（我が国が食料供給の多くを輸入に依存している以上、国民全体が国際的な穀物需給や価格動向に関心を持ってもらう必要がある）
- ② 次回改定への積み残しが相当生じるため、次回も相当の値上げを行う必要が生じ、麦関連業界の対応が難しくなる

等の問題が生じることに考慮し、10月期においては±10%の変動幅を適用することとした。

この結果、19年10月から20年3月までの輸入麦の政府売渡価格は、主要5銘柄で10%の引上げとなつた。ただし、SBS方式に移行する銘柄については、その時々の国際相場の動向が反映されることが基本であることから、価格改定における変動幅は適用しないこととした。

ウ 20年4月期の政府売渡価格

4月期の政府売渡価格の改定に当たって、算出基礎となる政府買付価格は、19年10月期の政府売渡価格改定後も輸出国の輸出規制等により更に大幅に上昇したことから、算定ルール通りに計算すると、主要5銘柄について10月期の政府売渡価格と比べ+34%～+60%、平均38%の大幅な上昇（直近月（20年1月）の買付価格のみを基に売渡価格を試算すると6割の上昇）となり、市場との乖離が著しくなることから、変動幅によって価格を抑制できるような状況ではなかった。

一方、製粉業界及び小麦粉実需者等関係者からは、「①改定時期を後ろ倒ししてもらいたい」、「②改定幅を極力小さくしてもらいたい」、「③価格転嫁に向けての環境整備に努めてもらいたい」等の意見があった。

これに対し、①については、麦だけでなく大豆等すべての国際相場が高騰しており、更に食料品のみならず生活用品も値上げされている中で、麦だけは価格が変わらないという誤解や価格改定時期が不透明になることにより、結果として麦業界だけが価格交渉・価格転嫁が難しくなることが懸念されることから、ルールどおり4月に価格改定を実施することとした。

②については、現行の価格改定ルールは、直近8ヶ月間の買付価格の平均値等を踏まえて算出するなど国際相場の動向をある程度緩和する仕組みとなっているが、20年4月期の改定に当たっては、ルール通りに試算すると平均38%の上げ幅となるところを、国民生活や関係業界に及ぼす影響に配慮し、30%に引上げ幅を圧縮することとした。

③については、今回は大幅な価格の引上げであることから、特に、流通業界や消費者団体に対しても背景事情等を説明し、安全で安心な食料品を届けるためには一定のコストがかかるということも理解を求めながら価格転嫁の必要性を説明するとともに、今後の麦関係企業の経営の安定に資するよう、農林水産省内に関連する企業や消費者等から相談を受ける窓口を設置したところである。相談窓口においては、①優越的地位の濫用等の独占禁止法・下請代金法違反の疑いのある行為があった場合の公正取引委員会への情報提供、②政府系金融機関の融資制度等の紹介、③国際相場の動向や価格改定理由の説明、関連資料の提供などをを行うこととしたところである。（参考3）

（4）小麦粉価格等への影響

製品価格への影響については、それぞれの品目の需給事情や製造コストに占める原料代の割合、製造工程等の合理化の進捗状況等を踏まえて形成されるものであるが、19年10月からの政府売渡価格改定を受けて、製粉各社は11月以降の出荷分について150円～180円の小麦粉価格の値上げを実施した。また、20年4月からの政府売渡価格の改定を受けて、製粉各社は4月下旬以降の出荷分について450円～560円の小麦粉価格の値上げを実施した。

これを受けて、即席めんやパン等、小麦粉加工品の値上げも行われているが、その一方で大手流通業界は

○輸入麦の政府壳渡価格

(単位：円／トン（税込み）)

銘柄（主な用途）	19年10月期の壳渡価格	20年4月の壳渡価格	20年10月期の壳渡価格
アメリカ産（ダーク）ノーザン・スプリング (主にパン・中華麺用)	54,190	70,450 (+30%)	77,500 (+10%)
カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング (主にパン用)	56,250	73,130 (+30%)	80,440 (+10%)
アメリカ産ハード・レッド・ウインター (主にパン・中華麺用)	52,170	67,830 (+30%)	74,610 (+10%)
オーストラリア産スタンダード・ホワイト (主に日本めん用)	53,530	69,590 (+30%)	76,550 (+10%)
アメリカ産ウェスタン・ホワイト (主に菓子用)	46,990	61,090 (+30%)	67,200 (+10%)
5銘柄加重平均価格	53,270	69,120 (+30%)	76,030 (+10%)

注：（ ）は対前期改定率である。

価格凍結宣言をするなど、消費量の低下を恐れて値上げに消極的な状況も見られた。

19年8月に「食品産業の意識調査」を行ったところ、約8割の社が1、2年前と比較して経営状況が厳しくなっていると回答しており、その要因として、製造業を中心に「原料価格の上昇」や「コストアップ要因の転嫁の困難性」といった回答が多くなっている。小麦粉関係企業においては、原料高に加え、原油価格、為替レート、海上運賃（フレート）等の動向により、製造コストが上昇し、経営に影響を与えており、これらの要因を踏まえ、合理的な範囲内において、製品・小売価格への転嫁を図ることは、安全で表示も適正な食品を提供する上で必要なものと考えられる。農林水産省としても、製造・流通等の関係業界のみならず、報道機関、学識経験者等へも国際相場の動向等を説明するなど継続的な情報発信を行い、適正な価格転嫁が可能となるよう環境整備を行っているところである。

一方で、小麦製品は最も基礎的な生活物資の一つであり、合理的な範囲を超えて、便乗値上げが行われることは好ましくないことから、各種小麦製品価格の動向をフォローし、便乗値上げが起こらないよう適切に対応していくこととしている。

(5) マークアップをめぐる情勢等

ア 麦関係収支の動向

生産振興費が必要となる国内産麦の生産数量は、近年増加傾向で推移していることに伴い、麦関係収支は大幅な赤字が継続している状況にある。麦関係収支については、18年度においても一般会計から354億円（4麦計）もの多額の繰入れがなされている。

なお、19年度においては、穀物相場の大幅な高騰によって買入費が欠乏したため、550億円の予備費を措置したところであり、大幅な麦収支の悪化が予想されるところである。

イ 麦加工品の輸入動向

我が国の麦加工産業は、麦製品需要が頭打ちの中での安価な輸入麦加工製品との競合環境に置かれている。このため、麦加工製品を含む国境政策が措置されているところである。

近年、小麦粉調製品等の麦加工製品の輸入量の増加は鈍化しているが、特に19年以降は、原料小麦の高騰により海外の麦加工品の価格も上昇する中で、国内の玄麦の壳渡価格は比較的低く抑えられていたことから、麦加工製品の輸入は大幅に減少しており、国内製品は十分に競争力を有している状況にあると考えられる。

ウ 20年度のマークアップ額

20年度予算に織り込まれるマークアップ額については、国内産麦の流通数量の増加に伴い国内産麦の振興に要する経費が増嵩するとともに、穀物相場の高騰に伴い麦加工製品の輸入量が減少していることから、昨年度と同額（5銘柄平均：16,868円／トン、全銘柄平均：16,635円／トン）としたところである。

2 麦類の需給

(1) 麦の需給見通し（需給計画）

平成20年度の麦の需給見通し（食糧用麦の需給計画）は、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、外国産麦を国家貿易により計画的に輸入する

ことを基本として、次のような考え方で策定した。

また、これについては、食糧法に基づき、20年3月に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の審議を踏まえ、決定・公表した。

ア 総需要量

20年度の総需要量については、最近のオーストラリアの不作等による需要への影響を除いた近年の平均的な需要量に、従来民間により枠外税率で輸入されていたもののうちSBS方式で輸入されると見込まれる量を加え、小麦574万t、大・はだか麦39万tと見込んだ。

イ 国内産麦流通量

20年度の国内産麦流通量は、20年産麦の作付見込み及び過去の流通実績から見込まれる年度内流通量に、前年産麦の在庫数量を加え、小麦83万トン、大・はだか麦12万トンと見込んだ。

ウ 政府の期末在庫量

20年度の期末在庫量は、不測の事態に備え国全体で保有しておく必要がある外国産麦の数量に政府が国家貿易を運営するに当たって必要な在庫数量と民間で保有している在庫数量を勘案し、小麦74万t、大・はだか麦4万tと見込んだ。

エ 外国産麦輸入量

20年度の外国産麦輸入量は、総需要量から国内産麦の流通量及び政府在庫からの供給量を差し引いた数量とし、小麦499万トン、大・はだか麦27万トンと見込んだ。

(2) 麦類需給実績

19年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦については、平成19年4月1日からの新たな経営安定対策の導入に伴い、政府買入価格による国内産麦の政府無制限買入制度が廃止された。

※ 国内産麦は、既に17年産から全量が民間流通に移行。国内産麦の動向については「3 国内産麦の民間流通」を参照

(イ) 外国産麦の輸入量は、小麦489万6千t、大・はだか麦13万1千tとなり、当初計画に比べ、小麦は4万1千t増加し、大・はだか麦は14万1千t減少した。

イ 需要量

(ア) 外国産小麦の需要量は、主食用(製粉用)は475万1千t、固有用途用(しょう油用等)は11万6千tとなり、当初計画に比べ、主食用は5万7千

t減少、固有用途用は5千t増加し、合計で486万7千tとなった。

(イ) 外国産大・はだか麦の需要量は、主食用(精麦用)は10万7千t、固有用途用(麦茶用、ビール用)は2万6千tとなり、当初計画に比べ、主食用は11万7千t減少、固有用途用も2万2千t減少し、合計で13万3千tとなった。

ウ 期末在庫量

政府の外国産麦の期末在庫量は、小麦は74万2千t、19年度から全量SBS方式となった大・はだか麦は0千tとなった。

3 国内産麦の民間流通

(1) 平成19年産麦

国内産麦については、17年産において流通数量の全量が民間流通することとなった。民間流通では播種前に締結する通常契約(入札・相対契約(作柄変動が大きい作物特性にかんがみ契約数量に「一定の幅」を設定。))を基本とし、豊作等により必要が生じた場合には出来秋に追加契約が締結されることとされている。

ア 小麦

平成19年産小麦の播種前契約(通常契約)の基準となる販売予定数量は86万1千t、購入希望数量は80万2千tであり、販売予定数量全量について播種前契約が締結された。

また、出来秋の出荷数量は87万1千tであり、产地別銘柄別に一定の幅を上回るものなど、1万2千tが追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。

イ 大麦・はだか麦

平成19年産の大麦・はだか麦の販売予定数量は11万3千t、購入希望数量は17万4千tであり、販売予定数量全量について播種前契約が締結された。

また、出来秋の出荷数量は10万9千tであり、出荷数量全量が契約締結された。(表12)

表12 平成19年産麦の契約締結状況

(単位:千t)

麦種	販売予定量	出荷数量	通常契約	追加契約
小麥	861	871	859	12
小粒大麥	44	42	39	3
大粒大麥	56	54	53	0
はだか麦	13	13	13	0
4麦計	974	980	964	15

(2) 平成20年産麦

ア 基本事項の決定等

平成20年産麦に係る民間流通の仕組みについて

は、平成19年5月30日に開催された「第20回民間流通連絡協議会」において、生産者団体、実需者等の間で合意され、取引活性化の観点から、入札結果の公表方法についての変更が決定された。

この変更によって、これまで二回に分けて行われる入札がすべて終了した時点で、各回の入札結果を一つにまとめて平均したものを落札結果として公表してきたが、この他に、入札実施日ごとに産地銘柄別の落札加重平均価格を公表することとなった。

また、平成20年産麦の播種前契約（通常契約）の基準となる販売予定数量、購入希望数量は、平成19年8月29日に開催された「第21回民間流通連絡協議会」において提示された。（表13）

表13 平成20年産麦の販売予定数量及び購入希望数量
(単位:千t)

麦種	販売予定数量	購入希望数量
小麦	887	833
小粒大麦	48	72
大粒大麦	60	91
はだか麦	14	36
計	1,008	1,032

イ 平成20年産麦の入札の実施

平成20年産麦の入札は、(社)全国米麦改良協会を実施主体として、平成19年9月11日に第1回、9月21日に第2回が実施された。

入札の結果、全麦種とも、国内産麦への評価の高まりとともに、外国産麦の価格上昇を受け、ほとんどの産地銘柄で価格が上昇する結果となった。特に大・はだか麦については、多くの銘柄で値幅制限の上限に張り付く結果となった。（表14-1及び2）

表14-1 平成20年産麦入札結果の概要

○ 指標価格（全銘柄落札加重平均価格）

(単位:円/t (税込み))

麦種	19年産	20年産	対前年産比(%)
小麦	40,629	43,229	106.4
小粒大麦	41,961	45,479	108.4
大粒大麦	34,502	36,532	105.9
はだか麦	39,705	42,222	106.3

○ 麦種別落札率

(単位:t)

	小麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上場数量	243,510	12,240	10,020	2,910
落札数量	234,930	12,050	8,880	2,910
落札率	96.5%	98.4%	88.6%	100.0%

表14-2 平成20年産麦入札の指標価格の動向

(単位:銘柄数)

麦種	基準価格対比			計
	上昇	同価格	下落	
小麦	31	0	2	33
小粒大麦	10	0	0	10
大粒大麦	11	0	0	11
はだか麦	4	0	0	4

4 政府所有玄麦の販売実績

(1) 外国産小麦（製粉用）の販売実績

19年度の製粉用の販売量は、475万1千tと前年度に比べ、27万6千t(▲5.5%)の減少となった。

種類別の内訳（シェア）は、ソフト系（薄力系）141万6千t（内SBS3千t）(29.8%)、セミハード系（準強力系）外麦86万9千t(18.3%)、ハード系（強力系）外麦246万6千t（内SBS7万t）(51.9%)となった。

また、産地国別の内訳（シェア）は、アメリカ産281万t(59.1%)(WW74万4千t、SH86万9千t、DNS119万7千t)、カナダ産111万3千t(23.4%)(CW89万6千t、DRM21万7千t（内SBS6万5千t）)、オーストラリア産82万3千t(17.3%)(ASW66万9千t、PH15万4千t（内SBS2千t）)、その他7千t(0.1%)(内SBS7千t)となった。

(2) 外国産小麦（固有用途用）の販売実績

固有用途用の販売量は、しょうゆ用等として11万6千tと前年度に比べ9千t(+8.4%)の増加となった。

(3) 外国産大・はだか麦の販売実績

精麦用の販売量は、8万8千t（内SBS8万7千t）と前年度に比べ28万4千t(▲76.3%)の減少となった。

固有用途用の販売量は、麦茶、ビール用等として4万6千t（内SBS4万3千t）と前年度に比べ1万3千t(▲22%)の減少となった。

第8節 倉庫の概況と保管運送

1 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成19年4月1日現在の政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の標準収容力は、政府倉庫14万6千t、農業倉庫278万t、集荷商人倉庫10万9千t、営業倉庫426万t、民間サイロ373万4千t、合計1,102万9千tとなり、前年同期に比べて75万9千tの減少となっている。

また、経営主体数は農業倉庫479、集荷商人倉庫124、

営業倉庫（民間サイロを含む）623、合計1,226であり、前年同期に比べて141減少している。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は、19年11月末現在で256万8千t（うち、国内米66万3千t）であり、前年同期に比べ71万6千t減少（うち、国内米は同量）となっている。

最近3カ年の政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表15のとおりである。

表15 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の収容力及び在庫数量

年 度	(単位: 千t)	
	標準収容力	在庫数量
17	12,482	3,290
18	11,788	3,284
19	11,029	2,568

注：標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温倉庫の概況

19年4月1日現在における政府倉庫及び農林水産省指定倉庫のうち、低温倉庫の標準収容力は667万6千tであり、前年とはほぼ同じ水準である。

最近3カ年の低温倉庫の標準収容力は表16のとおりである。

表16 低温倉庫の標準収容力

年 度	(単位: 千t)	
	標準収容力	
17	6,728	
18	6,669	
19	6,676	

注：標準収容力は各年度4月1日現在である。

2 保管料支払実績

19年度政府所有食糧等の保管料支払額は253億円であり、前年度に比べ54億円の減となっている。

表17 19会計年度保管料支払額

種類	(単位: 百万円)			
	営業倉庫	農業倉庫	計	対前年増減
国内米	4,367	1,641	6,008	△30
国内麦	—	—	—	—
外米	12,961	17	12,978	△3,817
外麦	6,039	—	6,039	△1,293
輸入飼料	245	—	245	△245
計	23,612	1,658	25,270	△5,385
対前年増減	△5,095	△290	△5,385	

3 運送概況

(1) 運送数量

平成19年度における政府米の運送数量については、国内産米、外国産米合わせて99万トンと前年度(101万トン)に比べ2万トンの減となっている。

表18 19会計年度政府米運送実績

(単位: 千トン)

種類	県間運送	県内運送	計
国内産米	155	32	187
外国産米	516	281	798
合計	671	313	985
(前年度)	(676)	(329)	(1,005)
対前年増	△5	△16	△20

注：ラウンドの関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

(2) 運送対策

政府運送の経費節減及び契約の透明性の確保の観点から、政府倉庫利活用及び海外援助用米穀の運送に一般競争入札を導入しているが、平成18年度より新たに矯正施設向け販売用米穀及びカドミウム汚染加工用米穀の運送にも一般競争入札を拡大した。

今後も、米穀の販売方法等の見直しにより、一般競争入札対象運送を拡大していくこととしている。

第9節 食糧の輸入及び国際関係

1 概況

(1) 米穀

米については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、基準期間（昭和61年～63年）の国内消費の一定割合に該当する外国産米をミニマム・アクセス米として輸入を行っており、平成11年4月に輸入数量制限措置から関税措置へ切り換えた。

なお、約束輸入数量は、12年度以降、77万玄米tとなっている。

(2) 麦類

小麦及び大麦については、ウルグアイ・ラウンド農業合意により、それまでの輸入割当制度（IQ）から、平成7年に関税措置へ切換えた。

外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入することを原則としている。

なお、カレント・アクセス数量は12年度以降、小麦574万t、大麦136万9千tとなっている。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸入状況

平成19年における米穀の輸入数量(通関統計ベース(暦年))は72万2千tであった。国別内訳は、アメリカ36万1千t、タイ15万1千t、中国7万7千t、オーストラリア4万4千t、その他8万9千tとなっている。

なお、19年度のミニマム・アクセス米輸入に当たっては、国際約束の誠実な履行という観点から、約束数量を超える入札機会を提供する等、適切に対応したものの、国際価格が19年秋からおよそ半年で約3倍にまで急騰するという前例のない事態となったことを反映し、結果的に7万トンの未達が発生した。(単位はすべて玄米t)

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際需給

2007/08年度の生産量は、中国、インド、ベトナム、タイ等で増加する見込みであり、世界全体では、前年度より増加(2.3%)し、430.2百万トンとなる見込みである。

貿易量は、インド、エジプト等の主要輸出国が輸出規制等を行っていることから、世界全体は減少(▲8.8%)し、29.1百万トンとなる見込みである。

イ 価格動向

米の国際取引の指標価格となるタイ国家貿易委員会公表価格のタイ国産うるち精米長粒種(100%2等相当)のFOB価格(輸出価格)は、近年300ドル/t前後で推移してきたが、2007年10月以降、インド等の輸出規制を契機として世界的なコメ需給の逼迫感が強まり、2008年3月末には624ドル/tまで上昇した。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸入状況

ア 小麦

平成19年における小麦の輸入量(通関統計ベース)は、527万5千tで、このうち食糧用の輸入量は518万6千t、飼料用は8万8千tであった。国別で見ると、アメリカ316万6千t、カナダ113万6千t、オーストラリア94万8千t、その他2万tとなっている。

イ 大麦

平成19年における大麦の輸入量(通関統計ベース)は、140万6千tで、このうち食糧用は21万t、飼料用は119万5千tであった。

国別で見ると、オーストラリア56万7千t、アメリカ50万1千t、カナダ20万t、その他13万7千tとなっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(ア) 国際需給

2007/08年産の生産量は、カナダ、EU27等で減少するものの、米国やロシア等で増加する見込みであり、世界全体では前年度より増加(2.0%)し、605.0百万トンとなる見込みである。

貿易量は、米国を除く主要生産国減少するため、世界全体でも前年度より減少(▲3.4%)し、106.9百万トンとなる見込みである。

(イ) 価格動向

小麦の国際価格(シカゴ相場)については、2005年以降、1ブッシュルあたり3ドル台で推移していたが、2006年秋以降、オーストラリアの干ばつによる生産量の減少等に伴い上昇し4ドルを超え、2007年に入ても、期末在庫量の低下やオーストラリアの2年連続の干ばつ、輸出国による輸出規制等の要因により上昇を続け、2008年3月には11ドル台に達した。

イ 大麦

2007/08年度の生産量は、EU27やカナダ等で増加するものの、ロシアやウクライナ等で減少する見込みであり、世界全体では前年度並みの133.3百万トンとなる見込みである。

輸出量は、ウクライナで減少が見込まれるもの、ロシア、カナダ等で増加する見込みであり、世界全体では前年度並みの14.7百万トンとなる見込みである。

4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO協定等国際ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成19年度においては、アフリカ、アジアを中心とし、KR食糧援助として、15ヵ国等に対し約9.6万トン、WFP通常拠出分として0.38万トンの食糧援助を行った。

第10節 食料安定供給特別会計

1 食料安定供給特別会計の概要

食料安定供給特別会計は、平成19年産から導入した水田・畑作経営所得安定対策を軸とした食料安定供給施策を一体的に推進するため、①米・麦の買入れ、売渡し等の経理を行う食糧管理特別会計と、②農地の扱い手への利用集積等に必要な資金の貸付け等の経理を行う農業経営基盤強化措置特別会計を統合し、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に係る経理を行うため、平成19年4月に「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)に基づき設置された。

2 平成19年度予算の概要

(1) 各勘定の概要

① 農業経営基盤強化勘定

農業経営基盤強化勘定においては、「農地法」等の規定に基づく自作農創設のため政府が行う農地等の買収、売渡し等及び農地保有合理化事業等、「農業改良資金助成法」に規定する農業改良資金並びに「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に規定する就農支援資金の貸付けに必要な経費を計上している。

② 農業経営安定勘定

農業経営安定勘定においては、「農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」の規定に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。

なお、農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金について、特定対象農産物の生産量等が当初予算において予定していた生産量等を上回る見込みとなつたことから補正による追加計上(12,561,737千円)を行った。

③ 米管理勘定

米管理勘定においては、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。

国内米については買入数量40万t、売却数量36万t、輸入米については買入数量77万t、売却数量105万tを見込み、政府買入及び売渡し価格は、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。

さらに、米の価格下落等の影響を緩和するための当面の措置(稲作構造改革促進交付金)に必要な経

費等を計上することとしている。

なお、19年産の米価について作況99でありながら、大幅に下落する異常事態となったことから、米緊急対策として、①備蓄水準を適正水準(100万t)まで積み増すこととし、34万tの政府買入れを実施するとともに備蓄米の市場放出は当面の間、原則として抑制(既定予算内で措置)し、また、②18年産米の全農による販売残10万t相当量を主食用米市場から隔離し、飼料用処理を行うための自主的な取り組みに対する支援(5,000,000千円)について補正による追加計上を行った。

④ 麦管理勘定

麦管理勘定においては、輸入小麦等の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。輸入小麦等については買入数量513万t、売却数量519万tを見込んでいる。買入価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格、売渡し価格は平成19年4月1日以降に適用される価格等で計上している。輸入飼料については小麦20万t、大麦141万tの売却及びこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費の財源に充てるため農業経営安定勘定への繰入に必要な経費を計上している。

⑤ 業務勘定

業務勘定においては、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、食糧管理勘定(米管理勘定及び麦管理勘定)における事務取扱い等に必要な経費を計上している。

⑥ 調整勘定

調整勘定においては、歳入として、農業経営安定勘定、食糧管理勘定における所要の経費の財源に充てるため当初予算において、一般会計から199,261,809千円を受入れるほか、主要食糧等の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入799,370,000千円を計上しており、歳出として農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、食糧管理勘定への繰入れに必要な経費等を計上している。

なお、一般会計受入について、農業経営安定勘定の交付金の支払いの増加及び米管理勘定の米価下落緊急対策の財源として19,387,404千円を補正により追加計上を行った。

※食糧管理特別会計農産物等安定勘定については、事業を終了し、18年度末をもって廃止した。

(2) 各種助成等事業

ア) 農地保有合理化事業

○農地保有合理化促進対策費補助金

(予算額：17,557,076千円)

都道府県が農地合理化法人の指導に要する経費、農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人等の当該事業に要する経費及び社団法人全国農地保有合理化協会が行う農地保有合理化事業の推進を行うのに要する経費等を計上している。

○農地保有合理化促進対策資金貸付金

(予算額：10,820,000千円)

農地保有の合理化の促進を図るための、農地保有合理化事業を行う法人の当該事業に要する資金を貸し付ける都道府県に対する所要資金の一部貸付け及び農地保有合理化に関する所用資金の一部貸付け及び農用地利用集積が図られる土地改良事業に必要な費用の一部を土地改良区等へ無利子で貸し付ける農林漁業金融公庫等に対する所要資金の貸付けを行うこととしている。

イ) 農業改良資金制度

○農業改良資金貸付金

(予算額：330,695千円)

都道府県が行う農業改良資金の貸付けに要する資金の一部貸付け及び農業協同組合等が行う農業改良資金の貸付けの原資に充てるため、都道府県が貸し付ける資金の一部貸付けを行うこととしている。

ウ) 就農支援資金制度

○就農支援資金貸付金

(予算額：1,989,787千円)

都道府県青年農業者等育成センター、農業協同組合等が行う就農支援資金の貸付けの原資に充てるため、都道府県が貸し付ける資金の一部貸付けを行うこととしている。

エ) 経営安定対策

○農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金

(補正後予算額：152,111,140千円)

農業の担い手の経営安定を図るため、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する対策として、過去の生産実績に基づく支払及び毎年の生産量・品質に基づく支払を実施することとしている。

○稲作所得基盤確保対策交付金

(予算額：12,015,929千円)

需要に応じた米づくりを行うため生産者又は生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者と政府により造成した資金を用いて、米価下落の度合いに応じて、一定額を補てんすることにより、稲作所得の基盤確保を図ることとしている。

○担い手経営安定対策交付金

(予算額：1,317,221千円)

米価下落等による稲作収入の減少の影響が大きい担

い手の経営安定を図るとともに、水田農業の構造改革を加速化する観点から、「稲作所得基盤確保対策」の上乗せ対策として一定の要件を満たす稲作担い手農家を対象に「担い手経営安定対策」を講じることとしている。

○稲作構造改革促進交付金（新規）

(予算額：29,030,000千円)

米の生産調整メリット対策として、水田・畑作経営所得安定対策非加入者の生産調整実施者に対し米価下落等の影響緩和支援助成を行うこととしている。

○米価安定対策費補助金（19年度補正計上）

(予算額：5,000,000千円)

18年産米の全農による販売残10万t相当量を主食用米市場から隔離し、飼料用処理を行うための自主的な取組みに対する支援を行うこととしている。

オ) 安定供給確保対策

○米穀安定供給円滑化補助金

(予算額：74,764千円)

米の安定供給の確保を支援することを目的として設立された米穀安定供給確保支援機構の運営が円滑に行えるよう事業実施に必要な経費について助成することとしている。

○米穀価格形成安定化補助金

(予算額：58,185千円)

全国米穀取引・価格形成センターが食糧法に基づき行う米穀の価格形成に必要な売買取引のための事業等の運営に要する経費について助成することとしている。

カ) 集荷円滑化対策

○米加工品新規需要開発支援事業費補助金

(予算額：53,018千円)

豊作による過剰米等の用途開発に向けた米加工品の新規需要開発・普及等に対して助成することとしている。

(3) 損益及び一般会計からの繰入れ

平成19年度の食糧管理勘定及び業務勘定の損益は、水田・畑作経営所得安定対策の推進及び経営安定対策との整合性をもった米政策の更なる推進を図ること、歳出経費の徹底した見直しを図ること等を基本とした結果、1,732億円の損失(前年度予算比266億円の改善)が見込まれている。(勘定別の内訳は、米管理勘定△1,375億円、麦管理勘定△75億円、業務勘定△282億円(国有財産の一般会計への無償所属替による損失))

この損失については、前年度から繰越された調整資金396億円のうちの272億円と一般会計からの調整資金繰入1,460億円を充てることとしている。

この結果、19年度末の調整資金は124億円となる予定である。

3 平成19年度決算の概要

(1) 農業経営基盤強化事業

農業経営基盤強化勘定においては、自作農創設に必要な経費として17億円、農地保有合理化促進に必要な経費として209億円、農業改良資金貸付けに必要な経費として1億円、就農支援資金貸付けに必要な経費として8億円を支出している。

(2) 農業経営安定事業

農業経営安定勘定においては、農業経営安定事業に必要な経費として1,482億円を支出している。

(3) 米の管理

米管理勘定においては、国内米の売買（42玄米万t 買入、16玄米万t 売却）及び外国米の売買（65実（73玄米）万t 買入、104実（118玄米）万t 売却）に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、1,035億円の損失となった。

(4) 麦の管理

麦管理勘定においては、国内麦の売買の実績はなかったが、外国麦の売買（503万t（大麦13万t、小麦490万t）の買入、500万t（大麦13万t、小麦487万t）の売却）及び飼料麦の売買（122万t（大麦113万t、小麦9万t）の買入、122万t（大麦113万t、小麦9万t）の売却）に伴い発生した利益から、管理に要する所要額を差し引き、484億円の損失となった。

(5) 決算損益の整理

ア 調整資金

平成19年度における米管理勘定、麦管理勘定及び業務勘定の損失額は、1,817億円（米損失1,035億円、麦損失484億円、業務損失298億円）となったことから、これを調整勘定に移し、前年度からの繰越額907億円と当年度の一般会計からの受入額1,510億円からなる調整資金（計2,417億円）を取り崩し整理した。

調整資金				(単位：億円)
前年度	本年度	本年度	残高	
繰 越	受 入	損 失		
907	1,510	△1,817	600	

表19 平成19年度食料安定供給特別会計歳入歳出総括表
(単位：億円)

<歳 入>			
項	目	決算額	
自作農創設特別措置収入		28	
償還金収入		152	
独立行政法人納付金		83	

食糧壳払代	4,104
納付金収入	6
一般会計より受入	2,182
雑収入	67
食糧証券収入	5,370
積立金より受入	10
前年度剩余金受入	736
純計額	12,738
他勘定より受入	13,435
(歳入合計)	26,173

<歳 出>

項	目	決算額
自作農創設対策費	17	
農地保有合理化促進対策費	209	
農業改良資金貸付費	1	
就農支援資金貸付費	8	
農業経営安定事業費	1,482	
食糧買入費	4,534	
管理費	785	
事務費	198	
政府倉庫運営費	7	
国債整理基金特別会計へ繰入	4,747	
予備費	—	
純計額	11,988	
他勘定へ繰入	13,435	
(歳出合計)	25,423	

第11節 農産物検査制度

1 概況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づいて行われている。

従来（平成12年度まで）は、食糧事務所（農産物検査官）が一元的に農産物検査を実施してきた（いわゆる国営検査）が、平成11年4月27日に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」を受け、農産物検査の実施主体を、国から農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関（以下「登録検査機関」という。）に変更することを主な内容として、平成12年の通常国会において同法を改正し、国は、検査規格、検査方法の設定等の基本ルールの策定や登録検査機関の指導・監督等の役割を果たすこととなったところである。

この改正により、平成13年4月から5年間で農産物

検査の実施主体を民営化することとなり、国は、平成18年3月31日までの移行期間中は、国を登録検査機関とみなして農産物検査を行うことができることとされた。

また、法に規定されている米麦以外の検査対象品目について検証を行い、国の統一的規格に基づく農産物検査が求められなくなっている品目については、検査対象から除外することとし、農産物検査の対象品目を20品目から10品目に整理し、平成7年度から導入された米麦の成分検査は、品位等検査の受検の有無に関わらず単独で受検できる等、制度が変更された。

国は、農産物検査の民営化が開始された平成13年度以降、登録検査機関に対する監査、検査現場における巡回点検等の登録検査機関に対する指導監督を行うとともに、民間における検査体制を確立し、民営化を円滑に進めるため、平成12年度から各食糧事務所において、農産物検査員を育成するための研修を実施し、平成18年4月から完全民営化し、検査は全て登録検査機関により実施されているところである。

登録検査機関の登録状況は、平成19年度末現在で、登録検査機関は国内産農産物で1,425機関、外国産農産物で5機関、成分検査で14機関が登録され、国内産農産物で約13,452人の農産物検査員が登録されているところである。

2 国内産農産物の検査

(1) 米の検査

ア 登録検査機関による検査

19年産米の検査については、玄米の検査数量470万9千トン（平成20年3月末日現在）となっており100%登録検査機関により実施されている。

農産物検査については、生産者、流通業者等の関係者から検査の信頼性確保、公正かつ的確な検査の実施及び適切な検査証明が強く求められていることから、登録検査機関においては、登録検査機関としての検査体制の確立、農産物検査員の資質の向上が強く求められている。

このため、国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の向上等を図る観点から、以下のとおり各地方農政局・地方農政事務所において、登録検査機関に対する指導・監督を実施した。

(ア) 適正な業務運営の確保

登録検査機関の適正な農産物検査業務の実施を確認するため、管轄する区域の登録検査機関の品位等検査を行う検査場所ごとに巡回点検を実施した。

また、登録検査機関の主たる事務所及び従たる事務所に対する監査を実施した。

(イ) 検査技術向上のための現地指導

登録検査機関の協力要請により、農産物検査員の検査技術の向上、鑑定精度の程度統一を図るために、所要の助言、指導を行った。

(ウ) 鑑定精度の程度統一

登録検査機関の農産物検査員の鑑定精度を統一するため、研修会・鑑定会を実施するとともに、

表20 平成19年産米種類別検査実績（平成20年3月末日現在）

種類	検査数量 (t)	等級比率(%)						
		特上	特等	1等(合格)	2等	3等(等外)	規格外	
玄米	合計	4,709,295	0.0	0.3	78.0	17.7	2.2	1.8
	水稻うるち	4,463,850	—	—	79.4	16.8	2.1	1.7
	水稻もち	173,473	—	—	50.5	42.7	3.8	3.0
	醸造用	71,697	1.3	22.7	58.3	12.3	3.9	1.5
	陸稻うるち	—	—	—	—	—	—	—
もみ	合計	53,468	—	—	99.8	—	—	0.2
	普通	9,846	—	—	98.7	—	—	1.3
	種子	43,623	—	—	100.0	—	—	—
精米合計	5	—	—	80.3	19.7	—	—	—

(注) 1 もみの等級比率は、合格の比率である。

2 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表21 平成19年産水稻うるち玄米地域別検査実績（平成20年3月末日現在）

地 域	検査数量 (t)	等級比率(%)			
		1等	2等	3等	規格外
北海道	456,695	90.9	2.7	0.8	5.5
東北	1,533,715	90.9	8.0	0.7	0.5
関東	715,540	89.1	9.6	0.8	0.5
北陸	723,733	83.8	15.2	0.6	0.5
東海	156,514	60.9	36.4	2.2	0.4
近畿	189,828	66.0	30.9	2.2	0.9
中国四国	337,936	50.8	43.7	4.2	1.3
九州	347,883	28.4	49.7	13.2	8.7
沖縄	2,006	33.6	30.1	21.4	14.9
合 計	4,463,850	79.4	16.8	2.1	1.7

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

検査の開始時期に品質程度統一会を開催し、当年産米の品質状況を勘案した試料により、程度統一（目合わせ）を行った。

(エ) 農産物検査員の技能確認

登録検査機関の農産物検査員の技能を定期的に確認するため、技能確認会を実施し、試料の鑑定を行い、技能確認を行うとともに、技能向上のための指導を行った。

イ 検査の実績

19年産米の平成20年3月末日現在の種類別検査実績は、表20のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表21のとおりである。

水稻うるち玄米の検査数量は446万4千tで、18年産に比べて2万4千t（18年産同期444万0千t）増加した。

ウ 品質概況

19年産水稻うるち玄米の1等比率は79.4%（18年産同期78.2%。以下同じ。）となった。2等以下の主な格付け理由は充実度不足と心白・腹白によるものである。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

(ア) 北海道の1等比率は90.9%（88.3%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、整粒不足及び充実度不足によるものである。

(イ) 東北の1等比率は90.9%（90.0%）となった。2等以下の主な格付け理由は、充実度不足及びカメムシ類等による着色粒の混入過多によるものである。

(ウ) 関東の1等比率は89.1%（90.2%）となった。2等以下の主な格付け理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び心白・腹白によるものである。

(エ) 北陸の1等比率は83.8%（75.8%）となった。2等以下の主な格付け理由は、整粒不足及び心白・腹白によるものである。

(オ) 東海の1等比率は60.9%（58.8%）となった。2等以下の主な格付け理由は、充実度不足及びカメムシ類等による着色粒の混入過多によるものである。

(カ) 近畿の1等比率は66.0%（68.3%）となった。2等以下の主な格付け理由は、心白・腹白及び整粒不足によるものである。

(キ) 中国四国の1等比率は50.8%（49.9%）となった。2等以下の主な格付け理由は、充実度不足及び心白・腹白によるものである。

(ク) 九州の1等比率は28.4%（28.3%）となった。2等以下の主な格付け理由は、充実度不足及び心白・腹白によるものである。

(ケ) 沖縄の1等比率は33.6%（6.3%）となった。2等以下の主な格付け理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び充実度不足によるものである。

エ 産地品種銘柄の概況

19年産水稻うるち玄米の品種別検査実績は、表22のとおりである。

19年産水稻うるち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、537産地品種である。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、161万0千t（18年産同期162万5千t）で36%を占めており、2位はあきたこまち、3位はひとめぼれとなった。

以下、ヒノヒカリ、はえぬき、きらら397、ななつぼしの順に検査数量が多く、上位10品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の82%（18年産同期83%）となった。

表22 平成19年産水稻うるち玄米品種別検査数量（平成20年3月末日現在）

順位	品種	検査数量 (t)	割合 (%)
1	コシヒカリ	1,609,613	36.1
2	あきたこまち	515,683	11.6
3	ひとめぼれ	515,556	11.5
4	ヒノヒカリ	258,702	5.8
5	はえぬき	200,225	4.5
6	きらら397	188,653	4.2
7	ななつぼし	117,379	2.6
8	つがるロマン	101,733	2.3
9	ほしのゆめ	93,044	2.1
10	キヌヒカリ	75,636	1.7
上位10品種の合計		3,676,223	82.4
水稻うるち玄米総合計		4,463,850	

(注) ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

表23 平成19年産麦類検査成績（最終）

種類	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1等	2等	等外上	規格外
普通小麦	961,274	86.6	4.9	—	8.5
普通小粒大麦	50,142	66.5	18.5	—	15.1
普通大粒大麦	74,397	69.1	4.2	—	26.7
普通はだか麦	13,629	78.9	15.4	—	5.7
ビール大麦	51,338	0.2	92.9	6.9	—
種子用麦	10,352	100.0 (合格)	—	—	—
合計	1,161,133				

(注) ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

(2) 麦の検査

ア 検査実績

19年産麦の検査実績は、表23のとおりである。

検査数量の合計は、116万1千tで、18年産(104万9千t)と比較すると11万2千t増加した。

イ 品質概況

(ア) 普通小麦

1等比率は86.6%(18年産77.4%。以下同じ)となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(イ) 普通小粒大麦

1等比率は66.5%(54.6%)となった。2等以下の主な格付け理由は、整粒不足と形質によるものである。

(ウ) 普通大粒大麦

1等比率は69.1%(60.8%)となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(エ) 普通はだか麦

1等比率は78.9%(11.5%)となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(オ) ビール大麦

上位等級比率(1等+2等)は93.1%(82.6%)となった。等外上の主な格付け理由は、形質によるものである。

(3) その他の農産物の検査

ア 検査実績

農産物検査法施行令(平成7年政令第357号)に定められた米麦以外の農産物の19年産検査結果は次のとおりである。

〔品目〕	〔検査実施地域〕	〔検査数量 t〕
大豆	(北海道ほか2府40県)	184,649
一般小豆	(北海道ほか1県)	24,860
普通いんげん	(北海道)	3,097
普通そば	(北海道ほか15県)	5,064

かんしょでん粉 (千葉、鹿児島) 47,733

イ 品質概況

- (ア) 普通大豆の1等比率は28.2%となった。
- (イ) 一般小豆の1等比率は0.1%となった。
- (ウ) 普通いんげんの1等比率は0.2%なった。
- (エ) 普通そばの1等比率は0.12%なった。
- (オ) かんしょでん粉は全量1等となった。

3 外国産農産物の検査

19年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

(1) 米 穀

ア 検査数量

(単位: t、%)

産 地	玄米	精米	碎精米	計	国別比率
アメリカ	3,035	304,389	37,286	344,709	(51.7)
タ イ	—	105,293	74,537	179,829	(27.0)
中 国	6,434	64,624	819	71,877	(10.8)
ベトナム	—	56,888	—	56,888	(8.5)
オーストラリア	2,007	9,268	1,766	13,042	(2.0)
パキスタン	—	260	—	260	(0.0)
台 湾	—	90	—	90	(0.0)
イタリア	—	68	—	68	(0.0)
印 度	—	72	—	72	(0.0)
計	11,4765	540,951	114,408	666,835	(100.0)
形態別比率	(1.7)	(81.1)	(17.2)	(100.0)	

(注) 1 形態とは玄米・精米・碎精米の輸入形態のことである。
2 ラウンドの関係により内訳と合計の数字は一致しないことがある。

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船 数	検査証明書 発行件数	数量(t)
タ イ	水 分	3	7	135
ア メ リ カ	水 分	1	1	147
ベトナム	水 分	1	1	546

(2) 小 麦

ア 検査数量

(単位: 千t、%)

産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
ア メ リ カ	2,945	54	3,000	(60.1)
カ ナ ダ	1,095	12	1,107	(22.2)
オーストラリア	853	1	855	(17.1)
そ の 他	—	26	26	(0.5)
計	4,894	94	4,987	(100.0)
用途別比率	(98.1)	(1.9)	(100.0)	

(注) ラウンドの関係により内訳と合計の数字は一致しないことがある。

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船 数	検査証明書 発行件数	数量(t)
ア メ リ カ	きょう雑物	14	17	88,619
ア メ リ カ	著しい熱損粒	1	1	520
ア メ リ カ	水 分	1	1	173

(3) 大麦・はだか麦

ア 検査数量

(単位: 千t、%)

産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
ア メ リ カ	2	449	451	(35.7)
カ ナ ダ	38	160	199	(15.7)
オーストラリア	91	388	479	(37.9)
そ の 他	—	136	136	(10.7)
計	131	1,134	1,265	(100.0)

用途別比率 (10.4) (89.6) (100.0)

(注) ラウンドの関係により内訳と合計の数字は一致しないことがある。

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船 数	検査証明書 発行件数	数量(t)
カ ナ ダ	発芽勢	1	1	2,088
カ ナ ダ	水分	1	2	611

4 成 分 検 査

成分検査(任意検査)は、理化学分析により米穀の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行うものであり、平成8年4月から米穀及び小麦について実施している。成分検査の対象項目は、米穀については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。

平成19年度の成分検査の実施件数は、米穀については2件、小麦については2,398件となった。

第12節 米麦加工食品

1 米 加 工 食 品

(1) 米菓(あられ・せんべい)

ア 企業構造

平成18年12月末現在における企業数は、614企業(627工場)であり、ほとんどが中小企業である。

イ 生産状況

19年の米菓の生産数量は22万tで前年比0.2%増である。

ウ 輸出入

19年の米菓輸出数量は、3.8千tで前年比6.0%増、金額では、30億円で前年比11.3%増となっており、主要輸出先はアメリカ、台湾、オランダである。

一方、輸入数量は11.6千tで前年比7.5%増、金額では、38億円で前年比3.4%増となっており、主要輸入先は中国、タイ、台湾である。

(2) 加工米飯

ア 企業構造

平成18年12月末現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で118企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

イ 生産状況

19年における加工米飯の生産量は28万tで、前年比0.4%減となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万2千t(前年比0.6%増)、無菌包装米飯9万7千t(同3.8%増)、冷凍米飯15万1千t(同1.3%減)、チルド米飯5千t(同30.3%減)、缶詰米飯2千t(同6.2%増)、乾燥米飯5千t(同10.9%減)となっている。

2 麦加工食品

(1) 小麦粉

ア 企業構造

平成19年3月末現在における小麦粉製造業の企業数は100企業(124工場)であり、これらを合計した日産設備能力は、2万9千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、中小企業のうち26%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業(4社)が73.3%を占めている。

イ 生産状況

18年度における小麦粉の生産量は490万tで、前年比0.0%となっている。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の41.1%、めん用粉の32.5%、菓子用粉の11.9%となっており、この3用途で生産量全体の85.5%を占めている。

ウ 輸出入

19年の小麦粉輸出量は255千t(前年比11.9%減)、金額は77億円(同2.2%減)となっており、主要輸出先は香港、ベトナム、シンガポール等であった。

一方、小麦粉調製品の輸入量は117千t(前年比15.5%減)、金額は165億円(同0.0%)となっており、主要輸入先は韓国、中国、シンガポール等であった。

(2) 精麦

ア 企業構造

平成19年3月末現在における精麦業の企業数は、57企業(57工場)で、すべて中小企業である。

イ 生産状況

18年度における精麦の生産量は20万1千tで、前年比0.0%となっている。種類別生産比率は、普通精麦96.6%(押麦8.1%、切断圧べん0.5%、切断無圧べん2.2%)、精白麦88.3%(その他0.9%)、ビタミン強化精麦3.4%となっている。

(3) 麦茶

ア 企業構造

19年3月現在における麦茶製造業の企業数は、74企業(82工場)であり、すべて中小企業である。

イ 生産状況

18年度における麦茶の生産量は4万7千tで、前年比0.0%となっている。

ウ 輸入状況

19年の麦茶輸入量は5.1千t(前年比14.0%減)、金額は8億円(同8.5%減)となっており、主要輸入先は中国であった。

(4) めん類

(生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類)

ア 企業構造

平成18年12月末現在におけるめん類製造業の工場数は、生めん・乾めん・即席めん類合計で4,476、マカロニ・スパゲッティ類10工場となっている。めん類製造業は、即席めん類以外は大企業の数が極めて少なく、おおむね中小企業である。

イ 生産状況

19年におけるめん類の生産量は、131万9千t(小麦粉換算)で前年より約4千t減(前年比0.3%減)となっている。

種類別にみると、生めん類59万6千t(前年比1.1%減)、乾めん類19万9千t(同2.0%減)、即席めん類35万4千t(同1.1%増)、マカロニ・スパゲッティ類17万0千t(同1.5%増)である。

ウ 輸出入

19年のめん類輸出量は2万3千t(前年比12.6%増)、金額は68億円(同9.5%増)となっている。これを種類別にみると、乾めん類12.6千t(金額30億円)、即席めん類9.2千t(同36億円)、マカロニ・ス

パゲッティ類1.2千t（同1.4億円）である。

一方、輸入量は11.1万t（前年比5.5%減）、金額は162億円（同3.4%増）となっている。これを種類別にみると、乾めん類1.8千t（前年比5.6%増）、即席めん類5.2千t（同18.7%減）、マカロニ・スパゲッティ類104.4千t（同4.9%減）である。

(5) パン類

ア 企業構造

平成18年12月末現在におけるパン製造業の工場数は5,004工場となっている。

イ 生産状況

19年におけるパン類の生産量は121万1千t（小麦粉換算）で前年比0.6%減となっている。

これを種類別にみると、食パン57万5千t（前年比3.4%減）、菓子パン38万4千t（同4.6%増）、その他パン21万9千t（同1.3%減）、学給パン3万3千t（同1.9%減）である。

ウ 輸入状況

19年のパン類輸入量は8千t（前年比19.8%減）、金額は27億円（同10.9%減）となっており、主要輸入先は米国、デンマーク、フランス等であった。

(6) ビスケット類

ア 企業構造

平成18年12月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の工場数は117工場となっている。

イ 生産状況

19年におけるビスケット類の生産量は22万5千製品tで前年比2.9%増となっている。

ウ 輸出入

19年のビスケット（スイート）類の輸出量は1.1千t（前年比44.2%増）、金額は11億3千万円（同41.0%増）となっており、主要輸出先は香港、アメリカ等であった。

一方、輸入量は2万t（前年比5.6%減）、金額は80億円（同8.1%増）となっており、主要輸入先は中国、マレーシア、フィリピン等であった。